

「元和六年案紙」について

朝 尾 直 弘

一

京都大學文學部史學科の書庫に「元和六年案紙」と題する記録がある。大正七年に受入れられているので古くから存在は知られ、『國書總目錄』にも掲載されている。⁽¹⁾しかし、その内容、記録主等については明らかでなく、これまで研究もしくは論及したもののあることを知らない。私は、たまたま江戸時代初期の政治史を研究するためこの記録を讀んでいるうち、そこに初期幕政史上重要な意義をもつところの將軍徳川秀忠の女和子（のち東福門院）入内に關する朝幕間交渉の史實が記されていることに氣づいた。

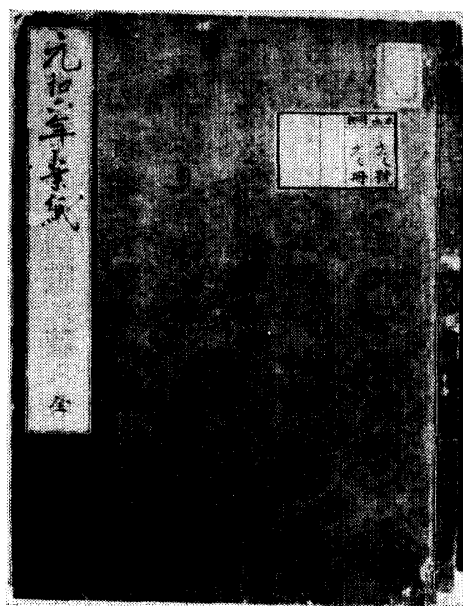
和子入内に關する一次史料は、古文書類を除くと、『義演准后日記』『土御門泰重卿記』『孝亮宿禰日次記』『西洞院時慶卿記』など公家側の記録が中心であり、これらの多くは『大日本史料』第十二編の各冊に編年され項目別に收められている。なかでも『土御門泰重卿記』などはかなり詳細に交渉の經過を知ることのできるものであるが、問題の性質上核心に觸れる點はいまひとつの感があり、一般に傳聞に基く記事が多い。一方、武家側の記録はまったくないといってよいほどで、『徳川實記』『東武實錄』『高山公實錄』『細川家記』などすべて後世の編纂記録であり、直ちには信をおき難いものであ

った。このうち『細川家記』については、その原史料となった細川家文書が近年東京大學史料編纂所から『大日本近世史料』の一部として逐次刊行され、幕閣内に独自の情報源を有した細川忠興父子の交換した書状の中に、興味深い見解や風聞の紹介が明らかにされているが、何分當事者ではない弱味を免れることはできない。むしろ、従來の研究は、東山御文庫所藏の宸翰などによって天皇の意向や對應の姿勢をきめ手とし、右の記録類をもって補うかたちで、この事件を叙述してきたといえる⁽⁹⁾。重要な事件であるわりには、良質の史料がすくなくとも見られるのである。

ところが、「元和六年案紙」は武家の記録した書狀案であり、根本史料といえるだけでなく、將軍家の意向をうけて禁中に乗りこみ、天皇および近衛信尋らと直接交渉に當り、その経過を幕閣の年寄衆に報告した書狀案を含んでいるのであって、そこには従來明らかでなかったいくつかの重要な事實があらわにされている。私はさきに刊行された『鎖國』において、その概要を報告したのであるが、⁽⁹⁾ 與えられた機會にあらためてその全文を紹介し、若干の解説を行いたいと思う。

二

「元和六年案紙」は縦二七・五センチメートル、横二〇センチメートル、袋綴じで墨付三十一枚の冊子である。但し、墨付のうち第二十六枚目の一枚は約三分二を鋭利な刃物で切取った跡があり、切取られた時期は後述のごとくこの記録の成立に近い時點と推定される。表紙が付され、前表紙には見返しが後補されており、後表紙は原本の最後の第三十一枚目を見返しに用いている。表紙に題簽があり、「元和六年案紙 全」と記されているほか、圖書分類ラベルが貼付され、その「本函」の項に「壹號」、「冊數」の項に「壹冊」と記され、「濱和助」の藏書印を捺している。見返しの下方にも、別の「濱和助」印と「好谷堂圖書記」の印をいづれも朱で捺している。題簽とラベルは同質の野線を引いた和紙で、筆跡も酷似しており、表紙を付したのが濱和助の手になることを推測させている。表紙を付した時、本文の上下をほんの僅か截斷して小口を揃え

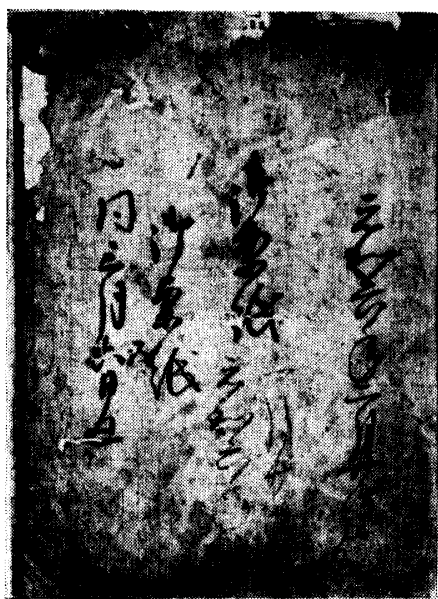


寫1 「元和六年案紙」の表紙

た形跡がある。

濱和助は大坂船場淡路町に代々續いた質商で、資産家であるが、明治時代に知られた藏書家でもあった⁽⁴⁾。幸田成友が在阪中というから、明治三十四年から大正四年にかけての頃、大阪の古書肆鹿田松雲堂で書籍目録の出るたびに樓上に會した同好の人として、内藤湖南・水谷不倒らとともに眞砂翁濱和助の名を擧げている⁽⁵⁾。これらの人々はそれぞれ得意とする蒐集品を有していたが、幸田博士は濱和助のそれを「自筆物」としている⁽⁶⁾。原本第三十一枚目

表に別筆で記事があり、その中に「元和六年ヨリ明治十八年迄貳百六十九年ニナリ」とあるところから、明治十八年に原藏者からだれかの手に移動したとみることができる。系統的に調査したわけではないけれども、京都大學の圖書にかなり「濱和助」の藏書印の入ったものが含まれており、史學科圖書に限ると大正初年に登録されたものが多いように思う。濱家は第二次大戦まで淡路町で營業を續けており、没落して賣立てに出たという種類



寫2 本來の表紙である第一枚目表

のことではなさそうである。いまのところ、入手の事情は不明である⁽⁷⁾。

好谷堂については未だ詳らかにしない⁽⁸⁾。

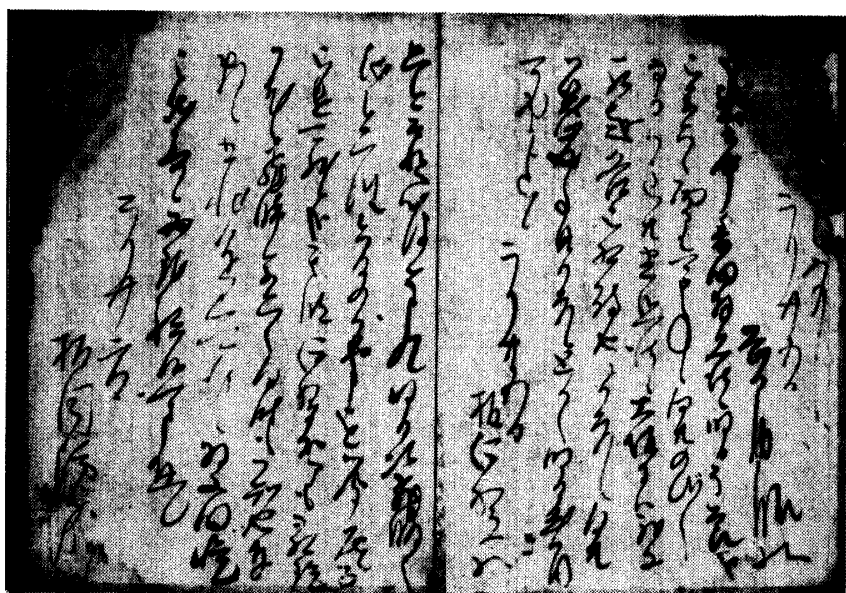
表紙をめくると、この記録の本來の表紙であった第一枚目表があらわれ、中央に「御案紙」、その左右に「元和六年二月廿四日^五」「同三月六日迄」と墨書している。「御案紙」の下に二行に「二月廿四日」「元和六年」、同じく左手に「御案紙」、左端に「同三月六日迄」と記されているのは後筆で、もとの筆跡を模して書いたものである。以下、五十六點の書狀案が記録されて

いるが、内容については、後掲の史料全文を参照されたい。

案紙とは、文案を記した紙であり、この場合、記録主が各方面へ出した書状の文案を控えておいたものである。近世初頭、大名やその重臣、豪商ら重要な地位にある人物は、多くの場合その必要に基いてこのような記録をのこした。それらが初期の大名文書の相當の部分をおもっていることは熊本細川家や對馬宗家など役向きの案紙の存在によって知ることができるし、手近かな例では今井宗久の書札留があり、刊本『本光國師日記』も實は金地院崇傳の「案紙」であることが表紙の記載によって知られる。

さて、「元和六年案紙」（以下「案紙」と略記する）の筆者は誰か。後掲の書状案(1)・(10)（以下單に(1)・(10)とのみ記す）などによって、この人物が元和六年二月二十四日に何者かの「御使」として京都に入ったことが明らかである。この記録が二月二十四日から始まっているのは、入洛に際してあらためて簿冊をととのえさせたことを示している。同時に、(1)・(2)・(3)その他によって、入洛の當初より「四、五日過候ハム」大坂へ行き普請に當ることが豫定されており、事實、二月晦日に大坂に着いている(35)・(37)など。このように、京都と大坂にはっきりした目的をもって來たのであるが、その内容も「案紙」の記事によって明瞭に読み取ることができる。

まず、京都における「御使」の目的は、京都での用がすんだ段階の(17)に、「今度 天子様へ爲御使罷上候處」とあり、また「爲御使上洛仕候處、天子様御機嫌直、何事も相濟」(18)、「禁中方之儀ニ爲御使上洛仕候處」(19)、「禁中方之儀付而國母様迄爲御使罷上候處」(12)などあって、禁中に關する問題について天皇と皇太后に面會する目的で入洛したことがわかる。ときの天皇は後水尾天皇、皇太后はその生母中和門院前子である。そして、天皇の「御機嫌」が直り、用件が無事すんだ結果「此上ハ定而御入内可在之候」(17など)とあり、この年六月行われた將軍秀忠の女和子の入内に關係して、後水尾天皇との接渉にあたる目的で入洛したことが知られる。(10)は、その始終の經過を幕府年寄衆である酒井忠世・本多正

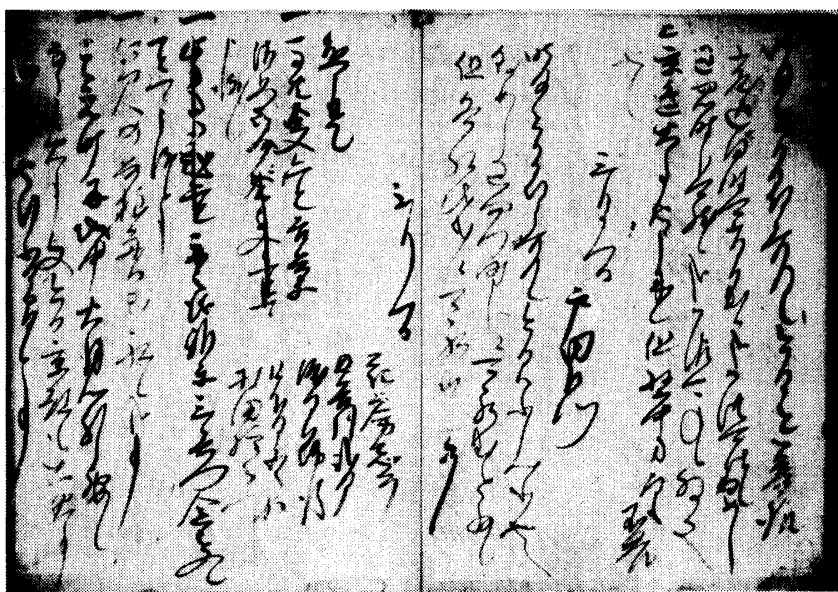


寫3 板倉勝重・重宗父子宛の部分（史料(9)・(10)）

純・土井利勝・安藤重信に報告した書状である。これによると、二月二十四日入洛した記録主は、直ちに板倉勝重・重宗父子に對し「公方様御錠之趣」を申渡し、其晩、中和門院に恐らく同様の趣旨を通ぜしめた。天皇の生母を通して禁中に「御錠之趣」を伝えるねらいであったと思われる。しかるに、たまたま故後陽成天皇の生母にあたる女院||新上東門院晴子が二月十八日に亡くなっており、中和門院も、その子で後水尾天皇の弟にあたる近衛信尋も服忌中のため參内することができないとの返事であった。くわえて、入内の以前に勅勘の公家衆を残らず召出さない限り天皇の機嫌は直らぬだろうとの観測も伝えられた。記録主である彼は二十五・二十六兩日をかけて説得につとめるが、天皇にはついに同心が無かった。そこで彼は板倉重宗とともに關白九條忠榮を訪ね、秀忠の意向を詳細に伝え、此上は諸公家衆を召寄せ將軍家をなおざりにせぬよう申渡し、なお言い分があれば聞いて歸り關東へ言上する、との處置を定めたのである。その結果、事態は逆轉し、二十七日夜、中和門院と近衛信尋が相談して内々に天皇の意向をうかがったところ、「此上ハ何様共 公方様御意次第」との返事があり、そのための文書など（誓約のであろう）も不要とのこととで、「いかにも御機色よく」すんだのである。彼は、「天下上下共ニ大慶目出度奉存候」と述べ、六月入内の日どりが今日中にも決定するであらうこと、天皇の意向にあった勅勘公家衆の召出しは入内以後に行うよう定めたことを報告している。

さて、ここまでくれば、記録主の名はほぼ明瞭である。和子入内に關する朝幕間の紛糾に際し、一貫して幕府側を代表し

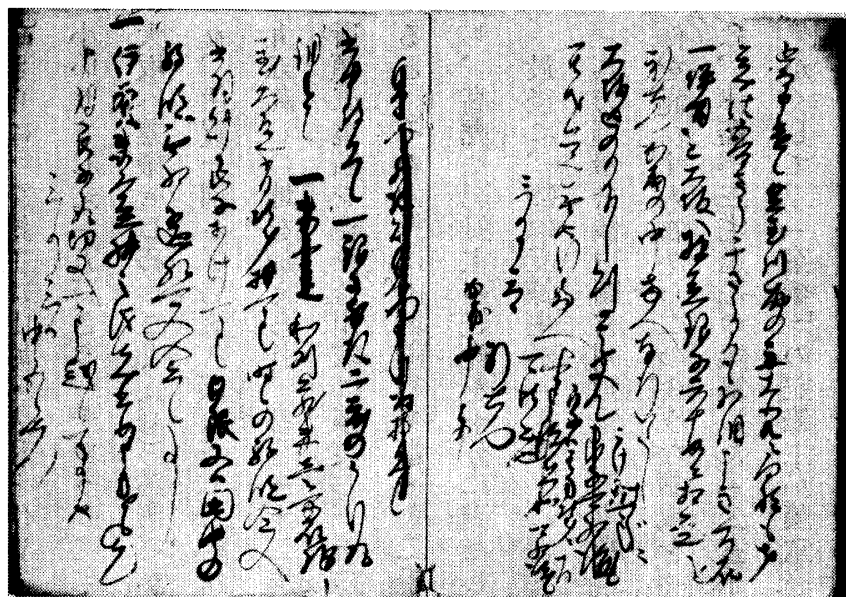
て朝廷との交渉にあたった人物は藤堂高虎であった。過去の経過はしばらく次節に譲り、當年の『土御門泰重卿記』を見ると、その二月二十四日條に「壬申、雨天、今日藤堂和泉上洛申候由、承及候」とあり、同日の高虎入洛を記録している。同記には、その後も「案紙」の記事と符節の合う點が多いが、さしあたって記録主の正體を明らかにすることは直接に結びつかないので、ここでは右にとどめておく。



寫4 戸田左門以下大坂普請奉行衆宛の部分 (史料(28)・(29)・(30))

ついで、記録主は大坂に向う。目的は大坂城の普請にあり、「追手の御門・たまつくりの御門・京口の御門、其外土橋の様子」以下石垣の修築などは見分の結果を江戸の年寄衆に報告しており、「御このミ」とは秀忠の要求にほかならぬことがわかる。京都での用を一段落させた彼は、二月晦日大坂に入り、この普請の惣奉行である戸田氏鐵、普請奉行の花房正成・長谷川守知・渡邊勝・日下部宗好・村田守次に指示を下し、三月朔日朝食後に普請小屋に集合させ(28)・(29)、「鍛始」の儀をとりおこなった(30ほか)。「山内文書」には「藤堂和泉殿、一昨日爰許へ被成御越、昨日朔日ニ御鍛初被仰付候」とある。これは記録主の行動と一致する。高虎が城普請の経験と技術にすぐれ、將軍家の信任を得ていたことはすでに著明な事實であり、このたびの大坂城普請に際しても、特命を帯びて上坂したことが伊達秀宗・毛利宗瑞・細川忠興らの書状や『宗國史』・『高山公實録』の記事によって明らかである。(31)

つぎに、記録主は自身も大坂城の普請を分擔し、家臣に命じて種々その手配を行っている。まず、石については石切場を「加茂」に設定し、そこに奉行を置き伐出している(3)・(4)。藤堂高虎の傳記である『高山公實録』に載せる「玉置聞書」に、



寫5 家臣等に資材の手當を指示した部分(史料(44)・(45)・(46))

元和六年、於江戸御内談之上、大坂の故墟を改められ、池の深さ、石垣の高さ舊時にまし、諸大名に丁場わり付、各築之、高山^{高虎}様御下知、御見分のために御のほり、伊州からハ手遠故、御領下山城之賀茂浄念寺に御止宿あそハし候事九十日餘、其内、御舟にて大坂御やしき迄度々御越、御城普請御見分あそはし御引取、賀茂御在留中、大石數百御きらせ置、今に賀茂川端に在之

とあり、「加茂」が山城國相樂郡加茂村であること、そこから高虎が石を伐出したことを記している。同書所収の他の記録・文書もこの點を裏付けている。(4)の宛名人「式部」は同書所掲の八月十日付高虎書狀にみえる藤堂式部に一致する。この書狀は「其元ノ者者八月中、加茂之普請念入申付……」とあり、藤堂式部が加茂の普請奉行を勤めていたことを物語っている。また、(3)の宛名人「渡かもん」は三月十一日付藤堂高虎書狀⁽⁴⁴⁾の宛名人の一人と等しく、この文書も普請に係した指示である。このようにみていくと、記録主が家臣らしい人物に指示した(2)・(6)、(20)・(24)・(26)・(30)・(36)・(44)・(46)などに散見する文中もしくは宛名の人名は、多くが藤堂家の家臣に同一の姓・通稱・官名を持つもののあることに氣づく。⁽⁴⁵⁾

さらに、記録主は山城・大和と伊賀に藏入地を有し、大和の藏米は一萬石以上あったこと(5)・(46)、笠置川筋の舟を大小いりまじえ「五百さう、千さうにても」徴發する力をもっており、これらの舟によって藏米や加茂から伐出した石などを大坂へ運搬せしめたこと(44)が明らかである。藤堂高虎は、慶長十三年八月伊豫國今治城より轉じて伊勢國津に封ぜられ、伊賀一國と伊勢國八郡に二十二萬九百石餘を領したが、大坂夏の陣後伊勢四郡に五萬石を加増、元和三年さらに伊勢田丸五萬石の地を加えられ、都合三十二萬三千九百石餘を支配していた。然るに、元和五年七月の秀忠上洛に際して、田丸の所領五萬石を紀州徳川家に讓渡し、その分を山城國相樂、大和國添上・山邊・十市四郡のうちに移された。『宗國史』によると、その内譯は山城國相樂郡一萬二千三百六十七石六斗餘、大和國三郡三萬七千六百十二石四斗餘となっている⁽⁴⁷⁾。すなわち、高虎は記録主の條件を十分に満たしている。

最後に、⁽⁴⁸⁾は記録主が「大學」に宛て、家臣を遣わして江戸の土井利勝への禮以下のことを指示したもので、相手に對し「其方御奉公儀由斷有間敷候、萬事身持肝要候事」と訓戒を垂れている。この時期、「大學」を名のつた人で、以上の諸條件を満たす人物からこのような訓戒を受けることのできたものは藤堂高次以外にない。また、ここと⁽⁴⁹⁾に見える「藤松」は、津藩儒三宅道乙の編纂した「公室系譜」に高次の長子として早世したことが記録されている⁽⁴⁹⁾。

かくして、「案紙」の記録主が藤堂高虎であることは動かさない事實であると考えられる。つぎの問題は、これが自筆であるかどうかという點である。この點については、史料が不足して正しく正確な論定はできないが、一應右筆の書であって自筆ではないとしておく。その理由はつぎの通りである。第一に、表題を「御案紙」としている。自筆の案紙ならば『本光國師日記』のごとく單に「案紙」としてよい筈であろう。主人の案紙であるから敬して御を付したと考えられる。第二に、同様の趣旨であるが、(6)の宛名の下に本文と同筆で「貞右衛門ニ此御書渡ス」とある。中小路五郎右衛門に渡すべきこの書狀の清書文を、銀子を渡し置いた吉田貞右衛門に預けたとの趣旨を覺え書きとして書添えたものである。高虎本人が書いたのなら

「貞右衛門ニ渡ス」でよいところである。

以上によって、「元和六年案紙」が藤堂高虎京坂滞在中の元和六年二月二十四日から三月五日迄の期間中各方面へ出した書状案であり、右筆によって記されたものであることを明らかにした。

三

さて、「元和六年案紙」はどのような新しい事實をわれわれに提供しているか。すでに述べたごとく、その内容は、藤堂高虎の對朝廷工作の祕事と、大坂城普請關係に大別し得る。二點に分けて簡単な解説を試みよう。

そもそも、秀忠の第五女和子を後水尾天皇の女御として入内させることは、家康の在世中慶長十九年三月、彼女が八才のとき決定していたが、その實現はのびのびになっていた。⁽⁴⁾ 同年冬と翌元和元年に大坂冬・夏兩度の陣があり、元和二年には家康の死、翌三年には後陽成上皇の死が續いて行われず、ようやく元和四年にいよいよ來年は入内というとき、およつ御寮人の一件が起きた。四辻公遠の女で宮中に仕え、およつ御寮人と呼ばれたものが天皇の寵愛をうけ皇子を生んだのである。⁽⁵⁾

この皇子は賀茂宮とよばれ、後水尾天皇の第一皇子にあたるが、普通の皇室系圖にはみえず、元和八年十月二日亡くなったことが公家の日記によってわかるだけである。しかし、女御入内をきめている將軍家にとっては、ゆるすべからざることと思われたのであり、入内は延期となり、十一月には藤堂高虎が上洛して善後策をはかっている。しかるに、一件が一段落した翌五年六月二十日、同じ腹に今度は皇女梅宮が誕生した。この宮は女性であったせいも系圖にみえている。ときあたかも秀忠上洛中であり、朝幕間は表面の儀禮にもかかわらず緊張した。秀忠の上洛は和子入内を期してのことであった。山科言緒は五月二十一日入内の供衆の衣裳調製を命じられ、鋭意準備にあたっていたが、六月五日にその中止を指示されてい

る。⁽⁶⁾

秀忠は五月二十七日から足かけ五か月の滞京期間中に一度も入内問題に言及せず、その間、公家衆の行跡を糺明せしめていたとの風聞であったが、歸府の途についた九月十八日、奏請して萬里小路充房・中御門宣衡・四辻季繼・高倉嗣良・堀川康胤・土御門久脩の出仕を停め、充房を丹波に、季繼・嗣良を豊後に流罪に付した。不行儀が理由とされている。公家諸法度に、「不寄老若、背行儀法度輩者、急度可處流罪」の一條があった。すでに慶長以來、幕府の朝廷介入の口實に風紀問題があったことは、かの慶長十四年の宮女密通一件(64)以來周知の事實に屬しながら、この頃また内裏にしばしば傾城・白拍子・女猿樂などが召寄せられ、とかくの風聞があった。しかし、右の處分が公家衆の不行儀を指摘しているものの、眞のねらいが天皇にあったことは、勅勘の對象となつた公家衆が天皇の近臣であり、寵臣であつたことをみれば推察がつく。季繼は四辻公遠の二男、高倉嗣良は公遠の三男であり、問題の寵姫はかれらの妹であつた。

それより先九月五日、事態の推移を察した天皇は近衛信尋に消息をおくり、讓位の意志を明らかにした。その文章に、「今度者、藤堂和泉守種々懇切之義共難謝次第に候、然者、入内先々當年はのへられ候様に粗承候、さためて我等行跡 秀忠公心にあひ候はぬ故とすいりやう申候」とあり(65)、弟の誰かに即位させ、自分は逼塞することととりまとめるよう和泉守に傳えてほしいと述べている。和泉守は藤堂高虎であり、彼が信尋とはかつて斡旋につとめていた事情が判明する。公家衆の處分は、この提案に對する秀忠の回答であつたと考えられる。同時に、秀忠はかねて禁中の信任も篤かつた所司代板倉勝重を罷免し、その子で書院番頭をつとめた重宗を後任にあてた。重宗の上落は後述のごとく十二月初旬であり、實際の仕事はそれ以後に引繼いだのであろうが、この文交は幕府側の斷固たる意志を示していたといえよう(66)。

十月十八日、天皇は近衛信尋に書翰をおくり、板倉勝重・藤堂高虎との交渉の経過を聴き、重ねて讓位の意向を伝えるよう述べた(67)。すなわち、「今度、公家衆法度被申付儀、尤至極候」とあるのは、一應幕府の處分を肯定しなければならぬ立場を示したものと**い**うべく、さらにつぎのように續けている。「併、か様之儀出來候事も、我等不器用故ニ候條、必定將軍も

見かきられ候へんと恥入候、何かと役者共遅々候得者、ふるき道もたえ候而、禁中もすたれ候儀、且者武家之爲にも候へは、此上者、我等兄弟何れニ而も即位させられ候而、王法たゞしく候へん事可然候歟、我等即位之刻者、家康公以馳走、はや／＼八年在位之事候へは、旁々以山居之志候間、此等之趣委細(可也)申被申含候て、讓位候事、爲兩人可然様ニ將軍へ申入候様ニ頼入候通、可有傳舌也」と。ここに兩人というのは勝重と高虎である。さらに追而書きにおいて、「對將軍、少も所存無之候へとも、我等器量なく候へは、とかく逼塞申度候間、將軍機嫌能様ニ憑候通、申被傳候へく候」と、ひたすら將軍の意向にさからうものではないことをことわりながら、「山居」「逼塞」の希望を容れられたいと申入れている。この段階の天皇の意向が讓位に向けられていたことが知られ、そのためには、公家の處罰も認め、將軍の機嫌をも損じないようにするとの態度であつたといえよう。

高虎はこの趣旨を帶して江戸に下り、將軍秀忠に報告し、新所司代板倉重宗らとも協議したものと思われ、その結果を十一月二十日付の書狀で、近衛信尋に傳えた。この書狀は見えないが、受取つた信尋の返事がのこつている。

返々、從跡吉左右待申候

廿日之書中令披見候

一(板倉重宗)周防上洛之様子、委細にきゝ候て、祝著ニ候

一御きけんよく候よし、先々珍重に存候

一其方書中之通、天子へ申上候へは、一段と御満足の事ニ候、いよくうつくしく相調候やうにと申遣候へとの御事ニ候

一昨日は、くさりのまにて、八條とのふるまひ候て、夜入候てまで大酒候つる、さりながら我も人も行義あしき事ハすこしも候ハす候つるまゝ、可御心安候(中略)

一 毎度心にハ存いたし候て、御ゆかしきのミニ候、とかく／＼むかしをいまになすよしもかなにて候
 一 小性共、なに事も候ハす候哉

一 來春ハめてたく、無相違、かならず／＼御上洛候へく候、めてたくかしく

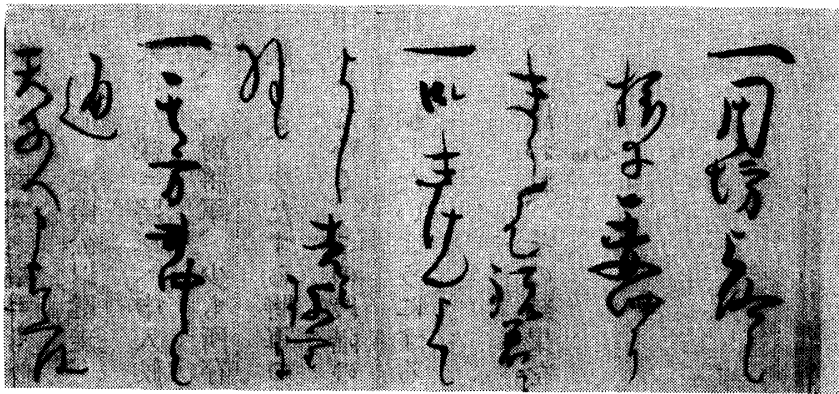
十一月廿九日

(近衛信尋)
 こ

泉州
(藤堂高虎)

この書状の原本は關東大震災で焼失し、標本寫眞(寫9)と影寫本でしか見ることができないが、『大日本史料』にも收められてよく知られたものである。ここにわざわざ掲げたのは、いま問題とする事件の経過に關連しているからである。というのは、辻善之助「江戸時代朝幕關係」は、右の書状本文第二行目を「一、周防上洛候て、様子委細にきゝ候、祝着に候」(傍點引用者)と讀み、つぎのように解説している。

この文によれば、板倉重宗が上洛して高虎の書を齎し、その趣を奏聞したところ、一段と御満足にあらせられる。いよいよようつくしく調ふやうにせよとの仰せである。即ちいよいよ明年御入内の議が調つたのである。この文中に、八條宮智仁親王御振舞で、夜に入るまで酒宴が開かれたけれども、「我も人も行義あしき事ハすこしも候ハす候つるまゝ」安心してくれとの一句は、さきに萬里小路充房以下の罰せられた一件に照應してゐる言で、意味深長である。「來春ハめてたく」上洛を待つといひ、返々後より吉左右を待つといふは、入内の事定まつて、信尋も一安心で、やがてめでたき春を待つ心のどかな氣持が現われて見える。

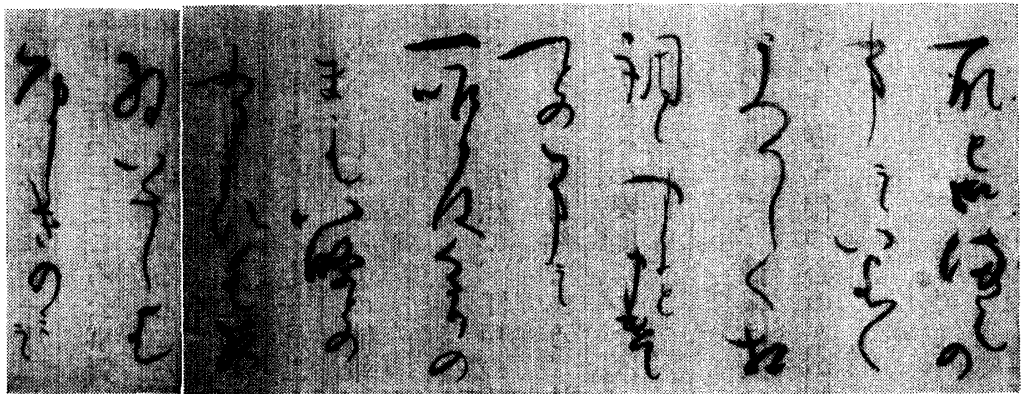


寫6 近衛信尋書状影寫本

つまり、この辻説では、第一に板倉重宗がすでに上洛し、高虎の書状を重宗がもたらしたことになり、第二に、「御きけんよく候よし」の説明が脱け、読みようによっては天皇の御機嫌がよいことを意味するようにもとれる。第三に追而書きの部分は入内が定まり、信尋のめでたき春を待つのだかな氣持を表現していることになる。

しかし、はたしてそれでよいであろうか。

まず、第一の點について『大日本史料』は「周防上洛之様子……」と、私見と同様に讀んでいる。したがって問題はないようだが、辻論文は『大日本史料』より十七年後に發行されているので獨自に改めたとも考えられる。このため書状の影寫本の一部を下に寫眞として掲げた。問題の箇所は寫眞一行目(寫6)であって、「之」の最終畫の端末をすこしはねているため、一見「候て」と讀めなくもない。しかし、同書狀中の寫眞三行目「きゝ候て」、十七行目の「ふるまひ候て」(寫7最終行)、おなじく別掲の「存いたし候て」の「候て」(寫8)と比較すれば、後三者が共通しているのに對して明らかに異っており、寫眞七行目の「其方書中之」の「之」に類似性が認められる。したがって、先に掲げた私見および『大日本史料』の讀みを正しいとするべきであろう。そうすると、板倉重宗の上洛は必しも過去完了の事實とはいえなくなる。先にすこし觸れたように、重宗は、九月十八日もしくはそれ以前に所司代に補せられ、十二月初旬に入洛した。重宗の消息をもっとも早く傳えているのは『孝亮宿禰日次記』で、十二月八日「板倉周防守、爲京都所司代令上洛、今日公家衆等被向之處、依眼病不對面、自禁中御馬拜領云々」とあり、山科言緒は九日に使を重宗のもとにやって「上洛珍重之由」を申述べ、神龍院梵舜は



寫7 同右

寫8 同右

十日「所司代始之御禮」に杉原十帖、扇五を持参し、鹿苑院の顯暲は十一日「初受所司代之職之賀」を述べに出かけ、奈良東大寺の使は十四日、三寶院義演は十七日に禮使を遣わしている。⁽⁸⁾當時一般の慣例から、これらの事實は重宗の入洛が十二月八日を去ること遠からぬ時期であったことを物語っている。一方、前所司代板倉勝重の隠居屋敷への移轉は十一月二十一日で、その見舞を山科言緒は十二月一日に行っている。義演は十一月二十七日、梵舜も二十六日に行ったところ公事對決中であつたので遠慮して歸り、翌二十七日に樽などを持参している。⁽⁹⁾顯暲は十一月晦日である。いずれも禮式怠るところのない公家・門跡以下が勝重への挨拶を十一月末から十二月一日までにすませ、新所司代への禮を十二月八日から十七日の間に行っており、勝重が二十六日には公事を聴いていることから、重宗入洛を十二月二日以降八日以前とみたい。十一月二十九日には重宗は京都に来ておらず、十一月二十日付の藤堂高虎書狀は、板倉重宗上洛に關連してあらかじめ江戸での情報を信尋に伝える内容を含んでおり、信尋は二十九日それへの禮を述べたと解し得る。

第二の「御きけんよく候よし」は、文意だけからしても「御きげんよろしいとのことと」⁽¹⁰⁾とするのが當然で、江戸の秀忠の機嫌をさし、前掲天皇の「將軍機嫌能様ニ憑候通、申被傳候へく候」の傳言に對應したものとみるのが自然である。辻説は、第一の點を重宗上洛により江戸の返答をすでに聞いたと讀んだために、直接本文第四行目の天皇への奏聞につなげ、第三行目の説明がとんでしまったのである。

第三に、追而書きの文章は直譯すると、「かえすがえすも後よりの吉報を待つている」というのであって、豫報は入ったものの、なお最終的な決定の來たり、それが吉報であることを期待しているのである。「めでたき春を待つ心のどかな氣持」とは讀みにくい。

後水尾天皇の讓位の意向に對する將軍家の正式回答は、板倉重宗以外にこれを朝廷に伝える者は居ない。新所司代の最初の任務はこのことであつたと思われる。いわば固唾をのんで見守っていたところへ、高虎からの情報が伝えられた。「委細

にきく候て」とは、高虎の書を托された使者から口頭で伝えられたことをさすのであろう。ともかくも將軍の機嫌はよいらしい。「其方書中」の内容はわからないが、後水尾天皇も満足している。ただし、「いよ／＼うつくしく相調候やうに」の「うつくしく」は、『日葡辭書』Vigouxiuへうつくしうの用例からみて、「申し分なくとのつて」、或は「きれいさっぱりと」といった意味であつて、したがつてここは、きちんと問題をのこさずに解決するように、との天皇の意向が伝えられているのであり、入内の儀はまだ決定をみておらず、いわんやその行粧の美しくあることを指示したものではない。

このようにみると、近衛信尋書狀の意味はつぎのようにまとめることができるであらう。

二十日付のお手紙を拜見しました。板倉周防守上洛の様子につきくわしく聞かせて頂き祝着に存じます。將軍も御機嫌よくあられます由、まずは珍重であります。あなたのお手紙の趣旨を天子に報告しましたところ、一段と御満足の様子で、なお一層問題をのこさぬようきちんと解決するように申傳えよとのことでありました。(中略)

來春はめでたく相違なく、きっと御上洛になりますように。くれぐれも、後よりの吉報をお待ちしております。

こうして、十一月二十九日の時點で問題が解決し入内が決定したとみる辻説、および『宗國史』の説は誤りであると判断せざるを得ない。

しかるに、板倉重宗のもたらした回答は必しも朝廷側の豫期したところと異り、讓位は認めず、入内も既定方針通りという、従來からの態度を崩さぬものであつたと推察される。このため、天皇の怒りは再燃し、それなれば、入内以前に勅勘の公家衆を赦免せよ、との要求となつて表われたのである。以後の折衝は「案紙」にみえるとおりである。重複を避けながら説明する。二十四日入洛した高虎は「其晩ニ國母様へ申上候」(16)といっている。實際は、近衛信尋に會つて話し、信尋から中和門院にすぐ傳えられた。その返事は明日に、との信尋の高虎宛書狀が『宗國史』に記録されている。二月二十五、二十六兩日高虎の天皇への説得が續いた。二十五日付の板倉勝重宛書狀(9)によると、天皇の意向は勝重が書中をもつて



寫9 近衛信尋書狀原本寫眞。残念ながら首尾の部分しかない（東京大學史料編纂所藏）

高虎に報告し、禁中方の人物である了節（雪）からは直接傳えられている。「何共のびく／＼なる御意共迷惑仕候」というのが高虎の感想である。大坂では自分が行くのを皆が待っているというのに困ったことです、ともいつている。しかし、二十六日、重宗が繼飛脚をもって事の次第を江戸へ報告するというのを、「今一往、今日の御返事を御聞届候而、被遣可然候哉」とおさえ、父勝重とも相談するように勧めた（10）あたりは、新所司代として氣負いのみえる若年の重宗を高虎・勝重の老巧組が制し、成算をもってじっくりと事の成行きを見定めようとしている様子がみとれる。（12）の宛名人廣橋兼勝は武家傳奏として和子入内を決めたとき積極的な働きをし、京都では幕府方の人物と見られていた公家である。この書状案は日付はないが、前後の配列からして二十七日付と推定される。ここでは高虎が中和門院を通して天皇の最終回答を得た事情がわかり、「何方へも相さへり不申、無事ニ御機嫌もなをり申候間、上下共ニ目出度」とし、高虎も「我等一人の大慶、老後の面目施候」と述懐している。この間の局面の轉換については、記録主の行動を述べた際に觸れたのでくりかえさない。裏づける史料として、『土御門泰重卿記』は二十六日條に、「飯後、從禁中召候、阿野黃門・中院黃門・予等御前侍候畢、一義御談合之事也、各所存申上候畢、種々出入有之也、及薄暮、國母様・近衛殿、爲別勅除服宣旨下、御參内、御談合終、近比目出度事也、各退出、日出也」と記し、二十六日禁中で評

議があり、夕刻、中和門院と近衛信尋に除服の宣旨が下って參内を許され、さらに徹夜の談合を行って事を決した旨を明らかにしている。その内容は、同二十七日條に「今日從禁中、大樹江御返事被仰出候、將軍次第之由仰也、國人近比目出度之由申觸候」とあり、「案紙」のいう「何様共 公方様御意次第」と完全に一致している。この史料は『大日本史料』に收められ、「宮中ノ御評議并ニ勅答ノコト、恐ラクハ女御入内ノコトニ關係アルベシ」とされたものであった。

六月入内はその日のうちにも決定した。入内以後に勅勘公家衆の赦免を行うという取引がそこにあった。局面の轉換に高虎の用いた強硬手段が大きく作用したことは疑いない。しかし、その内容は「諸公家衆被召寄、公方様御如在無御座通申渡、自然又被仰分も御座候ハ々承届、關東へ言上可仕」というものであって、それ以上は事がらの性質上明らかでない。そこで、参考として、「藤堂家記」の記事を掲げておこう。

一同七年六月(六ノ誤リ) 秀忠公之御姫君御入内 女御に立せ可給趣、公武雙方御相談ニ御座候へ共、武家より立后之□□式無之由にて滯有之處に、高虎公を御相談として 秀忠様より京都へ被遣候、此時於京都 主上御直に御相談、奏聞之旨をも可被爲聞由にて、高虎公を假に大納言之官に被任、其裝束にて參 内、扱高虎公と御簾を隔、勅定并勅答被仰上候、然處にとやく御相談被仰通候て後ハ、高虎公御簾之内へ御入候へハ 主上も御笑談被遊候と也、扱とかく武家より御入内先例無之候間、調まじきに相究候やうに勅定有之候ニ付而、それより高虎公御退座之上、五攝家衆其外公家衆へ高虎公被仰候ハ、先例を被仰候ハ、そのかミ武家之指圖に御背候 天子をハ左遷之例有之候、我等關東ヲ罷上り、事調不申候ハ々むなく可下様無之候、彌御同心無御座に相究候ハ々、恐ながら 天子へ左遷をす(遷)め、此儀我等不調法に罷成候ハ々、切腹仕候までにて候、左様に御心得被成候と被仰候て、高虎公御退出、則所司代板倉周防守・公家衆へ右之旨申上候間、左様御心得候へと有之候、あらけなき御所存之躰故、公家衆・周防守など御相談候て、御入内相調、高虎公江府へ御下着、此等之趣をも 秀忠様へ被仰上候得者、公不大方御感被遊、此儀偏高虎公之御才智故、相調候者也

惣而三大臣・五攝家之息女立后之時ハ女御也、其外之御入 内者 女御代と云也、依之武家より無御例故ニ、是も 女御代と也、是ハ寛永六年より同十六年まで十一年之間御在位也、圓淨法皇之女御に立せ給ふ也

この記事は、高虎が天皇と膝をまじえて語りあったなど、とるに足りぬ點もあるが、中ごろに「扱とかく武家より御入内先例無之候間」以下の部分は、高虎の呵喝の内容を語っていて、まったく無視してしまふこともできぬように思われる。すなわち、高虎は五攝家以下公家衆を集め、「先例をいうなら、その昔武家の指圖に背いた天子を左遷した例もある。自分が關東より命をうけて上洛したのに、事が調わぬとあれば手をつかねて江戸に歸るべくもない。入内に同心なしときまれば、恐れながら天子には左遷をすすめ、自分は不調法の責任をとって切腹するまでである。そのようにおこころえなされ」といすてて退出した。この「あらけなき」様子を見て、公家衆が折れ、所司代と相談して入内のことが決定した、というのである。公家衆を集め、すてぜりふに近い發言をして相手の軟化をさそつた部分は「案紙」の示す事實に類似して、いささかの眞實味が感じられる。天皇の姿勢が挫けた背景には、これに似たやりとりがあったものとみてよいのではあるまいか。

從來、和子入内に關する天皇の抵抗は元和五年十月の讓位意志の表明までとみられていたが、それがどのようなかたちで撤回されたかはわからなかった。それはいまもわからないが、「案紙」の記事によって、讓位の意向を撤回した段階で天皇の側から勅勘公家衆の入内以前召出しという條件が新たに提出され、それをめぐつてなお事態は紛糾したこと、翌元和六年二月の藤堂高虎上洛をもって最終的解決にいたったことが明らかとなった。その解決の仕方が幕府の一方的なものとしてあった點からみて、讓位の撤回も新所司代板倉重宗の傳えた力の政策に屈したと推察され、勅勘公家衆の召出しは追詰められた天皇の最後の抵抗であったが、これもまた高虎の呵喝によって押切られたとみられるのである。このことは幕藩制における天皇の地位を検討する上で見逃すことのできない點である。高虎はみずからかちとつた「公方様御意次第」の語を幕府年寄衆以外に實に十四名の大名等に報告している。それは天皇を無力化しつつ朝廷の持つ官職制度の實質を掌握しようとした武家の凱歌であったともいえよう。高虎個人の心境は、二十八日付で板倉勝重に宛てた「過夜ハゆるく〜とふせり申候」(22)の一句に盡きるようである。

なお、右衛門督、了雪ら朝廷關係者への書狀など、事後處理も怠らぬ様子をみてとれるが、直接史料によられることを希望する。

四

大坂城は夏の陣以後松平忠明が領掌していたが、元和五年夏秀忠上洛中に行われた移動によって忠明は大和國郡山へ轉封となり、あとは幕府直轄として城代の管するところとなった。修築はこの機會に計畫され、秀忠みずから藤堂高虎を伴って城を巡視し、高虎に命じて濠・石垣・柵形以下の繩張を改めさせ、あわせて高虎を普請總指圖役としたと傳えている。⁸⁶⁾「案紙」に「御このミのことく」とあるのは、前年の秀忠の巡視に際しての注文であると考えられ、これに基いて江戸においてすでに「繪圖」が秀忠の意向に即して作成されていた事情をうかがわせている⁽⁸⁷⁾。「玉作御門口、御このミのことく一段よく御座候」、「大手御門口、是又御このミのことく一段にて御座候」、「京口ノ御門、土橋上へあげさせられ候へば、いよ／＼是も御このミのことくよく御座候」とあり⁽⁸⁸⁾、最後にまとめて「とかく 上様被成御覽、御このミの所少も相違無御座」と述べている。近年、大坂城は豊臣氏滅亡後徳川氏の修築によってかつての規模を全面的に更め、面目を一新したことが明らかにされつつあるが、右にあげた高虎の報告は、大坂城が將軍秀忠の好みにしたがって再興された事情を明白に物語っている。修築は元和六年より着手し、寛永五年まで三次十年にわたって行われた。しかし、當初の事情を記した確實な史料はすくなく、「案紙」はその一斑を示すにすぎぬとはいえ、枢機に預った人物の書狀案として貴重な事實を物語るものといえよう。

とくに「案紙」が明らかにしている點は、東側青屋口の石垣普請に関する問題である。「案紙」に記す普請は、「追手(大手)の御門」「たまつくり(玉造)の御門」「京口の御門」「其外土橋の様子」「あをや(青屋)口」等、最初に着手した

二の丸普請に關するものが中心である。そのうち、青屋口石垣普請について、三月三日付の江戸年寄衆宛の書狀案(37)では、江戸からの指示によって「北國衆」擔當の青屋口の根石・地形を見分したが別に心配はないと述べている。ただしこの區畫に心もとない所があることは認めている。三月六日付の報告(51)になると、この一帯の水を堰きかえ、根石を見分しているが、水が深く十分に見えぬといっている。もっとも、この部分は抹消しているので江戸には報告しなかつたらしい。ただ、北國衆の普請技術ではむずかしいとかなり危ぶんでいる。それはこの「地心」が悪いからである。豊臣時代はここは濠水の流れ出る最も低濕な場所で、水濠の中央に「鷺島」があつたと考えられているので、なにか技術的に困難な點があつたことを憶測し得るのである。このため、高虎はこの一帯六十間分を自分が擔當し、水を干し揚げ、根石を調べ、穴太の石工もしくは「功者の者共」と相談し、ぜひとも築留めたいとし、この旨を普請に従事している大名たちに申渡した。しかし、この措置には擔當の「北國衆」がおさまらなかつたようで、普請奉行衆宛の書狀案(50)によると、彼等は、ここは自分たちの請取つた「町場」であるから高虎に渡すのは「如何」と稱し、「ぜひ共」ここをやらせてほしいと主張した。これに對し、高虎は、北國衆は「石かきあまりの御功者にて無御座候間、一段無心元存候」と、あくまで自分にまかせてほしいとつっぱねた。高虎の北國衆に對する技術上の不信感⁽⁵²⁾は露骨であつて、「惡所無心元所を無功成衆へ相渡、以來石かきそんなし候へハ、且ハ御ふしんの邪摩⁽⁵³⁾」とまできめつけ、さすがに最後の一節は報告を思いとどまつたものの、すぐ後でまた、自分がやってもうまくいくかどうかはわからないけれども「北國衆被成候よりハよく御座候はん哉」と書き、これもまた支障ありとみたか抹消している。このあたりの文章の訂正、推敲ぶりをみると、高虎がかたわらに右筆を置いて口述筆記せしめている様子が彷彿とする。内心の忿懣をおさえ、できるだけ冷靜に報告しようと努力しているところから、この問題が普請擔當大名の面子にかかわる一事件となつていたことが推察される。

このことに最初にふれた普請奉行衆宛の三月五日付書狀案(50)は、すでに紹介したように前半を鋭利な刃物で切取つた

跡がある。60の案文は抹消部分を除くと、「一右の所請取候町ばにて……」と始まっているから、その前に「右の所」を説明する文章が存在したことは確實である。49の松井康重宛書状案は日付の下の宛名が日付より左へ張出しているが、その宛名の部分をちょうど残すように字に沿って曲線を描きながら切取られているので、この削除が意識的に行われたと推察してもよいであろう。また切取り跡に食いこんだ虫損部が二か所あり、一つは紙敷にして二十二枚に達する大きな虫喰で、その損缺はもとの「案紙」の最終丁まで貫通しているが、後に装丁された裏表紙には何の痕跡ものこしていない。他も、紙敷十二枚に達する虫損である。すなわち、虫害の生じたのは表紙装丁以前であり、切取りは虫害よりさらに以前とみなくてはならない。観察から導き出される結論はここまでであるが、切取り線が意識的であることから憶測することを許されるなら、これは書状案成立後遠くない時点で削除されたとみられ、江戸への使者として日下部宗好に托し遣したとみられる小傳次(62・63)に覚えとして手渡したことも可能性のうちに入れてよいと考える。

さて、この憶測が成立するとしなにかかわらず、「爰元様子」をねんごろに覺書に仕立て、江戸へ下る日下部宗好に言傳てした(61)のは、この一件に關する指示を仰ぐためであったとみなくてはならず、60の三か條の覺書はその内容を要約したものであったと推定することは可能である。北國衆と高虎との確執が64の「有様之御取成奉頼候」といった文章となつて表われている。酒井忠利・青山忠俊の家光側近衆への依頼も同様の趣旨かと思われる。そこで、北國衆とはだれをさすかが問題であるが、「大坂御城之繪圖并石垣丁場之書付」⁽⁴⁴⁾によると、「東かわあをや口」^(側)「鷺池青屋口」を擔當したのは松平筑前守(前田利常)であり、それに續く北側の石垣は越前宰相(松平忠直)、反對側の東寄りには京極丹後守(高知)・同若狭守(忠高)・一柳監物(直盛)のいずれも「北國衆」である。⁽⁴⁵⁾このうち、青屋口そのものを擔當した前田家の記録につきの記事がある。⁽⁴⁶⁾

元和六年正月、大將軍諸侯ニ課シ、大坂城ヲ修メシム。利常、本多政重・横山長知ヲ遣リ、其役ヲ督セシム。役畢リ諸侯ノ人將サニ

歸ラントス。幕府ノ吏、我カ築ク所ノ石壁脹所アルヲ指テ、政重・長知ニ謂ヒ曰、宜シク改メ築クヘント。長知曰、諸侯ノ人皆役ヲ畢ヘ、我レ獨リ留ル。寡君ノ辱ナリ。請フ、我レニ臣先ツ死シテ、其不敏ヲ謝セン。而後唯公等ノ命スル所ト。是ニ於テ改メ築ヲ果サス。利常聞テ之ヲ嘉ミス。

記録のしるすところでは普請完了後となっているが、話のすじからみて「案紙」の事件がこれであることはほぼ誤りないであろう。加賀百萬石が相手では高虎も緊張するはずであって、京都に對する術策でみせた落着きはあまりみられず、なやらあわただしい氣配である。結末についての確實な史料はないので、これ以上のことはわからないが、恐らく前田家譜の記事通りになったと思われる。

このほか、大坂城普請關係諸大名およびその老臣らとのやりとり、家臣への指示など興味深いものがあり、中には和泉灘にてくり石を買うことを和泉代官根來盛重に傳達した書狀案など、石材の出所について新しい知聞を與えるかと思われるものもあるが、解説は省略し、後掲史料に譲ることとする。

注

- (1) 『國書總目錄』第三卷に、「元和六年案紙 げんならくねんあんし 一冊 ①記録 ②京大」とある。
- (2) 徳富猪一郎『近世日本 徳川幕府上期』中巻(民友社 一九二四年)。栗田元次『江戸時代史(上)』(内外書籍 一九二七年)。三上參次『江戸時代史(上巻)』(富山房 一九四三年)。辻 善之助『日本文化史Ⅴ—江戸時代(上)』(春秋社 一九五〇年)。『京都の歴史』5 近世の展開(學藝書林 一九七二年)。
- (3) 朝尾直弘『鎖國』(小學館 一九七五年) 二二九—二三三ページ。
- (4) 小野則秋『日本藏書印考』にも収録されている。
- (5) 幸田成友「初代鹿田靜七氏と書籍月報」、同「水落露石氏」(ともに著作集第七卷所收 中央公論社 一九七二年)。
- (6) 「番傘・風呂敷・書物序」(幸田成友著作集第七卷)。
- (7) 明治三十七年用『日本紳士録』(交詢社)に濱和助の名が見え、以後大正五年・昭和二年・同十二年・同十四年用まで變るところがなく、同書所掲の所得税・營業收益税の額も年々増加の一途をたどっており、没落したとは思えない。文學部閱覽掛長廣庭基介氏の協力を得てここまで調べ、ふと私の母が船場の生れであることを思い出し尋ねてみたら、彼女の従姉が大正初年頃和助に嫁いでおり、當主の和助氏にも可愛がられたとの答であった。この當主は眞砂翁の嗣子であろう。夫人は敗戦前に死去している。思いがけない手がかりを得たが、原稿の提出期限が迫ったため今回はここまでで打ち切り、折を見て調査の結果を報告したい。
- (8) 印文解讀には、竺沙雅章助教の教示を得た。記して御禮を申し上げる。
- (9) 熊本大學附屬圖書館寄託細川家文書には、「奉書」「江戸狀控」「京・

大坂へ状控」以下の大量の文案を記した簿冊があり、萬松院文庫保管の宗家文書にも「御在國江戸其外方々江御狀扣」「江戸井方々被遣御狀之案」「信使之時方々へ之御狀之跡付」等々、厩大な帳面類が残っている。これらは数ある大名文書のほんの一例にすぎない。

(10) 「今井文書」(京都大學國史研究室影寫本)。なお、「宗久書札留」の全文は『堺市史續編』第五卷(堺市 一九七四年)に掲げておいた(八九七〜九三〇ページ)。

(11) 崇傳は書狀案を中心にしながら、他の記事も覚え書き風に記しているが、各年度の帳の表紙には年月日とともに「案紙」と表題を付している。

(12) 『大日本史料』第十二編之三十三、五五ページ。

(13) 『宗國史』卷五、元和六年春正月條。「藤堂和泉守系譜」(京都大學國史研究室影寫本)。前掲『大日本史料』所收史料。『大日本近世史料 細川家史料一』など。

(14) 『高山公實錄』(前掲『大日本史料』所收、『大阪編年史』第四卷にも所收)。「藤堂和泉守系譜」にも加茂からの石伐出しを記録している。なお、昭和五十年十二月七日の朝日新聞京都版は、京都府下相樂郡加茂町の建設省赤田川護岸工事現場から花崗岩切石多数が出土したことを報じている。それによると、加茂町大野の木津川合流點から南約五百メートルの赤田川河川敷や川床で、左岸沿い約百五十メートルの範圍から長さ三メートル・幅一メートル・厚さ六十センチぐらいの切石が六十四個出土し、なお無数の石が埋まっている模様といい、石には「尺寸」の計數と「月日」を記録した刻印があると傳えている。記事は方廣寺造營と結びつけた憶測をたてているが、或は「玉置開書」を裏づける物證かと思われる。校正中に、大坂城天守閣主任渡邊武氏に照會したところ、右の石材に付された刻印の紋様は、大坂城石垣の藤堂高虎擔當町場の石に付されたものと一致しているとのことである。

(15) 京都大學國史研究室所藏「古文書集」二六三號文書。

(16) 藤堂式部・渡邊掃部は上記の通り。藤堂采女・同右京・吉田貞右衛門は

『藤堂家記』以下に名がみえている。貞右衛門は寛永四年南禪寺山門の作事奉行をつとめたことが記録されている。

(17) 念のためにいえば、山城國相樂郡の所領中九百九十二石餘は承應二年日光例幣使料として、また千四百五十一石餘は明暦元年禁裏御料として收公され、それぞれ替地を大和國內に與えられた。

(18) 「公室系譜」寫本(上野市立圖書館所藏)。圖書館の採訪でお世話になった操本利保氏以下館員諸氏に感謝の意を表す。

(19) 和子は慶長十二年に誕生しており、家康は慶長十三年には早くも入内の希望を傳えた模様である(義演准后日記)。ついで、同十七年九月、關白鷹司信尚らとの間に入内について合意がみられ、信尚は山科言緒以下の公家に命じて、所司代板倉勝重とともに入内の際の衣裳・車・供奉等の相談をさせている(孝亮宿禰日次記、言緒卿記)。同十九年三月八日、勅使廣橋兼勝・三條西實條・廣橋兼賢・日野光慶らが駿府に赴き、和子入内の内旨を傳えた(駿府記)。以上『大日本史料』第十二編 該當箇所参照。

(20) 以下は、徳富猪一郎、辻善之助前掲書にすでに明らかである。

(21) 『大日本史料』第十二編之三十一、四二二〜四二四ページ。

(22) 徳富猪一郎、辻善之助前掲書および『京都の歴史』4 桃山の開花 第五章第二節(朝尾直弘執筆)参照。

(23) 中御門宣衡は後に後水尾天皇の讓位に際し、ひそかに事に預っていたふしが『時慶卿記』の記事などより察せられ、また讓位後院執權に補されている(前掲『鎖國』一七八ページ以下参照)。

(24) 『増補諸家知譜拙記』。

(25) 『宗國史』(京都大學國史研究室寫本)。「大日本史料」第十二編之三十一、四一八〜四一九ページ。

(26) 『寛政重修諸家譜』は交迭の時期を元和六年とし、最新の『京都の歴史』5 近世の展開は同五年九月二十八日としている。しかし、すでに『大日本史料』第十二編之三十一において明らかのように、「金地院文書」(京都大學國史研究室影寫本) 九月十八日付板倉勝重書狀に「將亦周防守儀、

爰元仕置等被仰付候義、是又忝存候」とあり、『義演准后日記』その他には、重宗の上洛が十二月八日もしくはそれ以前（八日に公家衆が挨拶に出かけたが眼病とのことで見えなかったと『言緒卿記』にある）、勝重の隠居屋敷への移徙が十一月二十一日、その間勝重が隠宅において公事裁決にあたったことなどが記されており、九月の交迭、十二月の着任とみるのが正しいであろう。

(27) 「京都御所東山御文庫記録」(『大日本史料』第十二編之三十一所引)。

(28) 「藤堂文書」三(京都大學國史研究室影寫本)、『大日本史料』第十二編之三十一、四二〇ページに収めている。

(29) 辻善之助前掲書所収。なお、徳富猪一郎前掲書は「高山公實録」より引用して、「周防上洛の様子、委細に聞上祝著候」と読み、意味は正しく通っているが、「實録」の史料引用は正確でなく、ときには高虎贅美のため史料そのものに加工を施すことがあるので、この際問題外とする。もっとも、同書の解説は辻善之助と趣旨を同じくし、「秀忠は……此上は心配なかるべしとて、高虎をして近衛信尋に向ひ、明年もて、入内せしむべきことを報せしめた」と述べている。

(30) 『大日本史料』第十二編之三十一、七五八～七六〇ページ所引史料。

(31) 『鹿苑日録』第五卷二二八ページ。そのほかは前注に同じ。

(32) Vtqucuxu の譯を Limpamente (きれいさっぱりとした氣分) とし、Vtqucuxu fateta (うつくしう はてた) の意味を (へことごとくきれいに終えた)、Necoga vtqucuxu cuta (へねこが うつくしう くうた) の意味を (猫がきれいさっぱりと全部食べた) と譯している。掃除もしくは清潔の意味をもった (きれいさ) である。

(33) 『宗國史』は「近衛應山公賜書」をあげ、解説して「第三條所論、蓋指東福皇后入内之事」としている。これが徳富・辻説に影響を與えたものと思われる。

(34) 『宗國史』、『大日本史料』第十二編之三十三、二九七ページに載せる。

(35) 第十二編之三十三、二九八ページ。

(36) 京都大學國史研究室所藏。この寫本も濱和助舊藏本で、同氏の藏書印を捺している。内容は藤堂虎高・高虎父子二代の事蹟を年代記的に記したものであるが、ほとんどは高虎に關するものである。表紙と引用部分を寫眞に掲げる(寫10・11)。

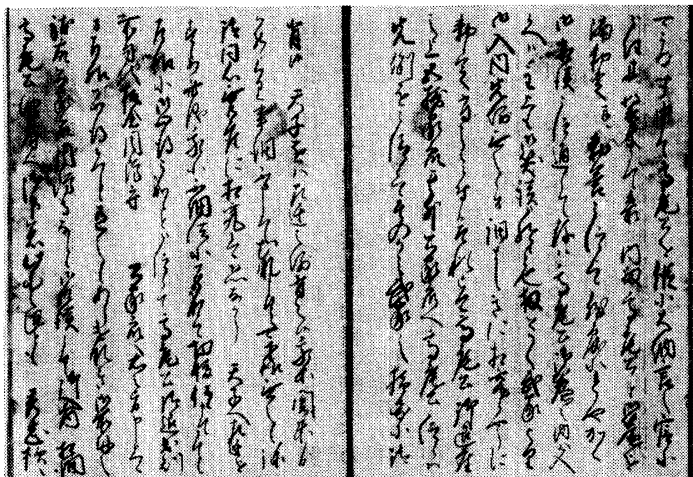
(37) 朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『大系日本國家史』3) 近世 東京大學出版會 一九七五年) および同「將軍政治の權力權造」(岩波講座「日本歴史(新版)」近世2 岩波書店 一九七五年) 參照。

(38) 『大阪市史』第一(大阪市參事會 一九一三年) 二五八ページ以下。小野清『大坂城誌』(中)(吉川半七 一八九九年) 五五ページ以下。

(39) 岡本良一『大坂城』(岩波新書 一九七〇年)。櫻井成廣『豊臣秀吉の居



寫10



寫11

城』大坂城編（日本城郭資料館出版會 一九七〇年）。渡邊武・内田九州男・中村博司「豊臣時代大坂城遺構確認調査概報」（大坂城天守閣紀要三號 一九七五年）。

(40) 櫻井成廣前掲書二二四ページほか。また、「案紙」に「鷺池」とあるところから、元來こは池を濠に利用した場所であったと考えることができる。

(41) 大阪市役所所藏。『大日本史料』第十二編之三十三、小野 清『大坂城誌』などに載せる。

(42) 前田利常は加賀金澤、松平忠直は越前北庄、京極高知は丹後宮津、京極忠高は若狭小濱といずれも北國衆であるが、一柳直盛は伊勢神戸で一人異

っていた。しかし、「山内家記録」によると右五人一組役高二百九萬四千八百石としてまとめられており、一括して「北國衆」と稱したものかと思われる。これ以外は、すべて畿内・中國・四國・九州の大名で、一柳直盛と藤堂高虎だけが伊勢であった。

(43) 「前田家譜」。『大阪編年史』第四卷四六三ページに載せられている。

(44) 大坂城普請の石材の出处としては、切石については加茂・御影・小豆島のほか、助役諸大名の出身地である西國・北國の深山、それに伏見廢城の石も用いられたとみられている（前掲『大阪市史』第一）。くり石についての研究はすくないが、和泉灘については管見の限り報告をされていないと思う。

〔史料〕

凡 例

- 一 「元和六年案紙」のうち、後補の表紙を除く全文を、原本の體裁に即して掲げた。
- 一 字體は特別な場合を除き通用字體に統一し、變體假名を現行平假名になおした。
- 一 使用した符號は左の通りである。

〰 墨による抹消。抹消された字が判讀できる場合に原字の左傍に付した。

■ おなじく抹消されたもとの字の明らかでないもの。

〔 〕 文字の上に重書して訂正している場合。例えば「京大」は京の字の上に重ねて大の字を記し訂正したことを示す。

□ 虫損等により判讀し難い文字一字分。

〇 同じく字數を推算し得ないもの。

一 編者の記入した傍注は、文字に關するものは「」内に、人名等の考證は（ ）内に記した。按文は頭に。を付し、片假名で記した。

一 便宜のため、各書状案ごとに番號を付し、文中の注意すべき事項を上欄に標出し、人名・地名・事件などについての簡単な註釋を下欄に掲げた。

一 註釋に用いた書物等のうち略語は左の通りである。

寛政譜 寛政重修諸家譜 大日史 大日本史料

また、高虎の家臣については本文注にあげたもののほか、上野市立圖書館所藏の古繪圖二舖・「藤堂家御系圖」・「藤堂和泉守御家譜」・「藤堂家譜」・「御系譜」・「高山公年譜」・「公室系譜」、東京大學史料編纂所々藏の「藤堂家古事録」などを用いた。

(原表紙上書)

元和六年二月廿四日

御案紙

〔別筆〕
二月廿四日
元和六年

御案紙

同 三月六日^五迄

〔別筆〕
同 三月五日迄

。袋綴

「1才

高虎京都ニ着ク、四、
五日後大坂ニ赴ク豫定

(1)

御狀拜見仕候、我等事、爲御使、京都へ今日
罷着候、四五日過候ハ、大坂へ可罷下候條、
其刻可得御意候、早々是迄御懇
書忝存候、謹言

二月廿四日

(松井康重)
松平周防殿

御報

松井康重 元和五年和泉岸和田
城主、五萬石、周防守。三河よ
りの譜代。松平姓及び家康の偏
諱を受く(寛政譜)。

大坂普請ニ付テノ指示

(2) 態申遣候、大坂のふしん手廻肝要候間、其方者

何も召連大坂へ罷下、(藤堂)式部・(掃部)かもん申談、手廻

よぎ様可申談候、委細ハ采女可申候

二月廿五日

(藤堂)藤右京 采女殿へ渡ス

┌ 2才

藤堂式部 高虎の家臣、元和元年二千石、加茂の普請奉行。
藤堂采女 高虎の家臣、元和元年三千五百石、のち上野城代家老の家。
藤堂右京 高虎の家臣、二千石。

加茂ノ石切、大石ヲ、求ム、角石ハ不要

(3) 急度申遣候、其元石切之儀、なる程

大ニきらせ可申候、中石・小石ハ多候、角石ハ

不入候、其元儀高橋新平・源太郎・(菊川)

少右衛門よく申渡、(掃部)前よりの組自分共ニ

召連、大坂へ急罷下、ふしんの手廻

右京。式部と可申談候、與右衛門組へ其元其まゝ申付今程大坂手廻置可申候

肝要事候間、由斷有間敷候

二月廿五日

(渡邊)掃部 渡かもん

次兵へ者ニ 加茂へ遣

┌ 2ウ

渡邊掃部 高虎の家臣、元和元年二千石。
加茂 山城國相樂郡加茂村。

渡邊掃部ハ組ヲ引卒ンテ大坂へ向ウベシ

加茂ニテ石ヲ切ル

(4) 急度申遣候、其元今時分手廻肝要

之時候間、かもん・右京さし越候條、よき様ニ
可申談候、力石角右衛門ハ加茂へ遣、
石切候儀可申談候、其元儀万事由斷。以下省略セルモノナルヘシ
委細者五郎兵へ可申候

二月廿五日

式部 次兵へ者ニ
大坂へ遣

山城・伊賀藏米賣銀

(5)

請取良子事 (銀)

一五貫貳百八十三匁

山城分

一五貫七百十七匁

伊賀分

合十壹貫目者

┌ 3
└ 才

右者、其方手前藏米賣上之良子、
(銀)
祢段ハ重而相極、以來算用ニ可
相立者也

元和六

二月廿五日

石田清兵へ 十右衛門ニ渡ス

力石角右衛門 高虎の家臣、上
野城内東大手の門内に屋敷をも
つ。

石田清兵衛 高虎の家臣、千石
上野城内に屋敷あり。

銀子三〇貫ヲ渡ス

(6) 〔銀〕 良子卅貫め、〔吉田〕 貞右衛門方へ相渡、手形

取置、以來算用ニ可相立者也

二月廿五日

中小路五郎右衛門

貞右衛門ニ此御書渡ス

┌ 3ウ

吉田貞右衛門 高虎の家臣、大坂冬陣當時千石、足輕大將津城附。

中小路五郎右衛門 高虎の家臣、千石、上野城内に屋敷あり。

本多康俊へ養生肝要ト返事

(7) 御懇書忝存候、一段□□候由、千万

無御心元存候、御養生肝要候、

我等も、禁中用之儀隙明次第

大坂へ罷下候、彼地々可得

。以下省略セルモノナルヘシ

二月廿五日

〔縫殿〕(康俊) 本多ぬい殿

櫻井諸白 海月

(8) 御懇書、殊爲御音櫻井諸白大柳二、

海月一折、被懸御意忝存候、自然

御出京御座候ハ、懸御目相談

可得御意候、謹言

二月廿五日

┌ 4オ

本多康俊 三河よりの譜代、元和三年近江膳所城主、三萬石。(寛政譜)。

禁中ノ返答延引ハ迷惑
大坂ニテ普請奉行等高
虎ヲ待ツ

今一往返事ヲ聞キ飛脚
ヲ遣スベシ

明晩程候ス

岡部(長盛)内膳殿

(9) 御懇書中委細拜見仕候、明日了節

被參候ハ、面にて可申承候、何共のびく

なる御意共迷惑仕候、大坂にハ我等

罷越、各被相待由ニ御座候、何共

御笑止成事共御座候、とかく明日懸御目

可得御意候

二月廿五日

(板倉勝重)
板伊賀殿

4ウ

(10) 只今それへ以使者申入候、明日次飛脚之

儀、今一往、今日の御返事を御聞届候而

被遣可然候哉、其段伊賀殿へも御相談

御尤候、飛脚參候ハ、何時も御知せ奉

頼候、書狀進上可仕候、將又明晩

之儀忝候、必致程候可申通候

二月廿六日

岡部長盛 慶長十四年丹波龜山
城主、三萬四千石。譜代(寛政
譜)。

板倉勝重 伊賀守、元和五年ま
で所司代。慶長十四年一萬六千
六百十石餘(寛政譜)。

本願寺ヨリ耐すしヲ贈
ラル、明日茶儀アリ

高虎、廣橋兼勝ヲ訪ウ

中和門院ニ使ス

御機嫌直リ目出度シ

(板倉重宗)
板周防殿

御報

┌ 5才

板倉重宗 勝重の嗣子、元和五年九月より所司代、周防守、二萬七千石餘(寛政譜)。

(11) 御懇書、殊ふなのすし二桶、忝奉存候、

明日茶儀被仰下候、於逗留者可致

程候候、委曲渡邊藏人へ申入候間、

不能細筆候

二月廿七日

(光昭)
本門様

(12) 御〔慇 懃〕ゐんさんの御書中忝存候、

如仰昨日者御尋申候處、御他出

旨候間、申置罷通候、將又

禁中方之儀付而(中和門院前子) 國母様迄

爲御使罷上候處、何方へも

相さハリ不申、無事ニ御機嫌も

よくなをり申候間、上下共ニ目出度との

御事御座候、我等一人の大慶

┌ 5ウ

中和門院前子 近衛前久の三女、後陽成天皇准后、後水尾天皇・近衛信尋らの生母(系圖纂要)。

渡邊藏人 本願寺家臣(本願寺史二)。

光昭 本願寺門跡、准如。籠谷眞智子氏によれば、准如は慶長以來高虎と能を通じて交渉があったという。

老後ノ面目ヲ施ス

老後の面目施候、御次而刻ハ

可然様ニ奉頼候

(廣橋兼勝)(府)
前内侍様

┌ 6才

廣橋兼勝 元和五年二月内大臣
辭退、武家傳奏(公卿補任)。

一兩日中ニ大坂ニ赴ク
ベン

(13)

(御狀カ)
拜見候、其元へ御ふしんニ御越尤候、

(普請)

我等も一兩日中之間可相越候、

万事可承候、何にても相應之

御用可承候

二月廿七 (ママ)

并河志摩 (氏之)

(元眞)

下川又左衛門

並河氏之・下川元眞 ともに肥
後熊本城主加藤忠廣の老臣。

大坂普請用ノ竹・篷・
米・鹽・肴等

(14)

書狀披見候、一竹・とま・八木、書中

通はや大坂へ相届候事 一殘米

鹽小成物肴已下、追々大坂へ上せ可申候事

(藤堂高吉)

一宮内少役儀、いよゝ材木念入、出來

次第ニ大坂へ相着候へと可申渡候、

藏入・給人領共ニ、毛付の段無由斷

┌ 6ウ

藤堂高吉 丹羽長秀の三男、は
じめ羽柴秀長の養子、秀長に男
子生れて後、秀吉の命により藤
堂高虎の養子となる。高次が生
れて後、高虎の家臣となり、領
内に二萬石を宛行わる、宮内少
輔(寛政譜)。

毛付油斷ナキ様

天子様御機嫌ヨク目出度シ

高虎江戸年寄衆ニ一件ノ落着ヲ報ズ

念入可申付者也

二月廿七〔ママ〕

森川彌助

(15) (蒲生忠郷) 下野殿々切々御飛札忝存候、可然様御心得頼入候、路次中無事ニ去廿四日

致京着、則 御詮趣達上聞候處、

天子様御機嫌よく、何事も目出度

相濟候間、可心安候、將又下野殿

御ふしんの用意、下々共ニ万事由斷

有。以下省略セルモノナルヘシ

二月廿七〔ママ〕

(玉井貞右カ)

數馬

吉右衛門

(16) 謹而致言上候

一去廿四日ニ京着刻、すぐニ伊賀守所へ參、周防

兩人〔ニヘ〕相談仕、公方様御詮之趣申渡、兩三人

7才

蒲生忠郷 後掲、高虎の女婿。

玉井貞右 數馬助、蒲生家臣 (蒲生系圖ほか)。

談合仕、其晩ニ(中和門院前子)國母様へ申上候處、今度

(新上東門院晴子)

女院様御他界付而、いゝ明不申候、忌内ニ御座候付

(信尋)

國母様・近衛殿も御參内不成候旨被仰出、

其上取前を御入 内前ニ、勅勘の公家衆

不殘被罷出候様無御座候ハ、御機嫌なをり

申問敷の旨、被仰出昨日廿五日六日ハ候付而、

廿五日六日ハ其御理段々申上候、終御同心無御

(九條忠榮)

座付而、關白殿へ周防同道仕參、前後の

御説の趣具申上、此上ハ諸公家衆被召寄、

公方様御如在無御座通申渡、自然又被仰

分も御座候ハ承届、關東へ言上

可仕旨ニ相定候處、廿七日夜 國母様

近衛殿被成御相談、内々にて被得御説爲

叡慮候處、此上ハ何様共 公方様御意次第と

申候

被仰出、書物已下も不入之旨被仰由、御

説にて、いかにも御機色よくかろくと

相濟、天下上下共ニ大慶目出度奉存候

一六月中ニ御入 内、則御日取得御意、今日

入内以前ニ勅勘公家衆
召出スベシトノ叡旨

高虎ノ説得ニ同心ナシ

最後ノ談判

此上ハ公方様御意次第

六月中ニ入内

「 7ウ

「 8オ

近衛信尋 信尹の嗣子、實は後陽成天皇の第四皇子、母は中和門院前子。元和六年正月十三日左大臣(系圖纂要・公卿補任)。

九條忠榮 兼孝の嗣子、慶長十三年十二月關白、同十七年二月左大臣轉任、元和五年九月十四日關白還任(系圖纂要・公卿補任)。

入内後ニ勅勘公家衆赦
免
大坂ニ赴ク

上洛ノ使命ヲ達ス

大坂ニ赴カン

中ニ可被仰出旨御座候、〔其力〕右の御日取

出次第ニ周防守被罷下、万事可得 御錠

旨御座候事、彌御入内以後ニ勅勘の公家衆。不殘可被召出と

相定申候事

一我等事 私儀、大坂へ罷越、御ふしんの様子

各相談仕、彼地ノ様子言上可仕候、此等之

趣、宜御披露所仰候、恐々謹言

二月廿八日

雅樂殿

酒井（忠世）うた殿

本多（正純）上野殿

土井（利勝）大炊殿

安藤（重信）對馬殿

(17) 今度 天子様へ爲御使罷上候處、何様共 公方様

御錠次第と被仰出、目出度何方へも

さへり無御座相濟、目出度奉存候、

此上ハ定而御入 内可在之候條、猶

追々目出度御左右可申承候、我等ハ

はや大坂へ罷下、御ふしんの様子、各

8ウ

9オ

酒井忠世 雅樂頭、徳川秀忠の家老職、上野國厩橋城主、元和五年十月九萬五千石（寛政譜）。本多正純 上野介、徳川家康の近臣、家康死後秀忠の下で執政、元和五年下野國宇都宮城主十五萬五千石（寛政譜）。土井利勝 大炊頭、徳川秀忠の近臣、老職となり執政、下總國佐倉城主、元和元年六萬五千二百石（寛政譜）。安藤重信 對馬守、徳川家康の家臣として政務につき、のち秀忠に附屬、元和五年十月上野國高崎城主五萬六千六百石（寛政譜）。

可申談候、謹言

二月廿八日

連

佐久間備前殿
(安政)

丹羽五郎左衛門殿
(長重)

立花左近殿
(宗茂)

脇坂淡路
(安元)

佐久間大膳
(勝之)

9ウ

佐久間安政 備前守、信濃國飯山城主、三萬石、御咄衆(寛政譜)。

丹羽長重 元和五年常陸三萬石(寛政譜)。

立花宗茂 天正十五年從四位下侍從、左近將監、陸奥棚倉城主、三萬石(寛政譜)。

脇坂安元 元和三年信濃飯田城主、五萬五千石(寛政譜)。

佐久間勝之 慶長十五年從五位下大膳亮、元和元年一萬八千石(寛政譜)。

日野輝資 慶長八年辭官、唯心院と號し家康側近に候す。慶長十八年近江千三十石餘(寛政譜)。

山名豐國 慶長五年但馬六千七百石。伽兼(寛政譜)。

朽木元綱 慶長五年近江九千五百九十石餘。元和二年剃髮、牧齋(寛政譜)。

毛利高政 慶長六年豊後佐伯城主、二萬石(寛政譜)。

堀田一繼 元和五年近江八千八百八十石餘(役高一萬石)(寛政譜)。

白鳥一致進上候、猶使者可得貴意候

(18)

今度爲御使上洛仕候處、天子様御機嫌直何事も目出度

相濟、拙者(ニ大一人の大)慶過之不申候、頓而

御入 内も可有御座候間、天下上下共ニ

目出度御事候、將又任到來諸白大樽一

白鳥一致進上候、猶使者可得貴意候

天下上下共目出度シ

諸白

白鳥

二月
〔廿日かけカ〕

大坂普請小屋場ノ無心

(19) 御懇書忝存候、其元へ御普請のためニ

罷越候付而下候、小屋は以下の儀御無心

申上候處、早速被仰〔出付〕旨、別而

忝存候、禁中方之儀ニ爲御使罷

上洛仕候處、何様共 公方様御詫

次第と被仰出 天子様御機嫌直申候間、

可御心安候、然者、爰元のしまり

彌板伊州申談、一兩日中其元

可罷下候間、以面可得御意候

二月廿八日

内藤紀伊守殿
(信正)

┌ 10
└ ウ

くり石奉行

(20) くり石奉行ニ坂田與三右衛門・堀江又右衛門

兩人遣候間、よく様子可申聞候

一ふし見・鳥羽・中將、其外手傳石を

舟につミ下候儀共、ついへニ不成ことくニ

伏見・鳥羽・中書ヨリ
石ヲ舟ニテ積下ス

ことくニ

┌ 10
└ オ

内藤信正 元和元年攝津高槻城主、五萬石、同五年新置の大坂城代(寛政譜)。

くり石 石垣の切石の内側に排水と積石の安定の目的でつめる石。子供の頭ぐらいのものが多い。ぐり石。

明日伏見ニ行ク

ろくニ可申付候事

一禁中方之儀、何も相濟、明日者

ふし見へ可相越候間、舟以下用意

仕、相待可申候、其元万事由斷

以下省略セルモノナルヘシ

委細二郎右衛門ニ申〔入候遣候〕

二月廿八日

尙々右通(吉田)貞右衛門

(藤堂)采女

可申聞候

貞右衛門

「11オ

大樽

(21)

煩由無御心元候、彌無由斷養生肝

要候、爲音信大樽ニ喜悅至候、

猶使者へ申通候間、不能細

以下省略セルモノナルヘシ

二月廿八日〔ママ〕

若原右京

「11ウ

(22)

明日者大坂江可罷下候、御用之儀候ハ、可承候、

御入 内御日取之儀も、定而今晚明朝内ニ

可相定と存候、將又 禁中方之儀相濟、

今晚明朝中ニ入内日程
モ定マルベシ

明晩大坂ニ赴ク
入内ノ日取ハ明日晝前
ニ決定スベシ

母衣組
加茂ノ大工ニ高石垣用
ノ石ヲ切ラス

上下共目出度奉存候、過夜ハゆるくと
ふせり申候、御心中も令察候、猶懸御目
可得御意候、謹言

二月廿八

(板倉勝重)
板伊州

(23) 先刻御尋由、御〔愍〕んきんの御事共候、
致他行不懸御目、御殘多存候、

明〔日晩〕ハ大坂へ可罷下候間、何事も其

已前に可得御意候、御日取〔仕様〕の儀も

南都へよびニ參候由候條、定而今晩ハ

可被罷越候間、明ひる〔前〕ニ可相

定と存候、何事も面にて可得御意。以下省略セルモノナルヘシ

二月廿八

(板倉重宗)
板周防殿

(24) 書狀披見候、大坂ニ残り申候〔母衣組〕ほろくミノ肝煎
兩人ニても不苦候間、其方ハ加茂〔母衣組〕ニて在之而

12オ

母衣組 大坂冬陣當時、高虎の
麾下に黒母衣組十人、赤母衣組
二十人が居た。

大工念入、大坂高石垣之用ニ立候様ニ申付、
きらせ可申候、其方ハ爲其遣候

二月廿八日

力石覺右衛門殿

レ 12ウ

大坂ニテ萬事承ラン

(25) 兩通御狀令拜見候、爲御使令上洛候、

禁中方儀も相濟候條、一兩日中

大坂へ可罷下候間、於彼地万事可申

承候條、不具候、謹言

二月廿八日

荒尾(成房)但馬

レ 13オ

扶持方ノ切手

(26) 書狀披見候、ふちかたの切手遣候、

爰元禁中方儀相濟候間、一

兩日中ニ其地へ相越候間、万事

由斷。以下省略セルモノナルヘシ

二月廿八日

尙々内藤(紀伊)きの守殿 式部

荒尾成房 備前岡山三十二萬石
池田忠雄の老臣(寛政譜、鳥取藩史)。

和泉灘ニテくり石ヲ買
ウ、代銀ハ相對

普請小屋ニ出向ク

上京邊ノ火事

るの御音信の物

掃部

其地〔其〕へ相越候而禮を

五郎兵へ

可得其意候

可申候間、

13ウ

(27)

態申入候、仍和泉なだにてくり石かい申候

候へと申付候、代良〔銀〕之儀ハ其賣主

あ〔相〕ひたいにてかい申候條、無相違

無之候様頼存候、猶懸御目可申入候

二月廿九日

(盛重)

根來大納言

如仰只今有躰申候條、晚。コノ一行不詳

14オ

(28)

昨日者御尋忝存候、今日者御普請

小屋迄、何時可有御出候哉、御供可仕候、朝めし

過四ツ時分可然候哉、御報可承候、將又

上京邊火事由申來候、但 禁中方も不苦

由候

三月一日

上京邊火事 二月晦日新町付近より出火、相國寺を始め四十七町二千軒以上を焼き、「古今兵火之外ニ、如此大焼不承及候」(土御門泰重卿記)といわれた。その後引續き頻々と放火があり、朝廷では改元の議を幕府に示したが、實現をみなかった(大日史二一三三)。

根來盛重 根來組同心の頭、大納言坊、當時和泉國幕領の代官(寛政譜、堺市史續編第一卷)。

戸田左門(氏鐵)

(29) 昨日者御尋忝存候、今日御ふしん小やへ

朝めし過四ツ時分ニ可罷出と存候、

但各様次第ニ可罷出候、謹言

三月一日

花房志摩(正成)

長谷川式部(守知)

渡部筑後(邊)(勝)

日下部五郎八(宗好)

村田權右衛門(守次)

(30) 態申遣候

馬・舟ニ念ヲ入ルベシ

一馬共念入候へと、吉兵衛

清左衛門・喜介ニ念を入候へと可

申渡候

一此方へ馬越候へと、舟之儀、雅樂・三郎右衛門念を入候

へと可申渡候事

「 14 ウ

六四

戸田氏鐵 元和二年攝津尼崎城主、五萬石、今年大坂城普請惣奉行(寛政譜・大日史二二三三)。

花房正成 宇喜多直家の臣、關ヶ原戰後徳川氏に仕え秀忠の旗本、五千石(寛政譜)。

長谷川守知 織田信長・豊臣秀吉に仕え、慶長五年徳川氏に屬す。元和三年一萬石餘(寛政譜)。

渡邊勝 豊臣秀吉の臣、慶長三年より徳川氏に仕え、後秀忠に屬す、三千石(寛政譜)。

日下部宗好 徳川譜代の臣、三千石(寛政譜)。

村田守次 経歴不詳。以上五名とも大坂城普請奉行(勝茂公譜考補、大日史二二三三)。

江戸への兵糧舟

火ノ用心

奈良・京都ノ火事

おろし米

値段ヨキ時分米賣拂ノ事

作毛時分ニ付代官所巡廻ヲ命ズ

近衛信尋ニ火事ヲ見舞ウ

一江戸への兵糧舟ハ出船候哉事

一其元町并城中火用心肝要候、

〔奈良〕
なにも火事、又今日京都も大火事

〔敷脱カ〕
參候間、由斷有間候事

一おろし米未進の銀子取集可申候、

そろそれそろひ候ハ、先書如申遣

そろくと祢段よき時分、米

拂可申候、員數之儀ハ先書申遣候

一はや作毛時分ニ成候間、代官所打廻、

可念入〔候可申付候〕

尚々其地へ歸り候 三月一日

小性共ゆるくと休ミ可

久右衛門

申候、用之時分ハ此方々可申遣候

太郎兵へ

┌ 15
└ ウ

(31) 態 近衛様迄以使者申上候

一今度火事御近所迄參候へ共、御殿共何も何事

無御座、目出度奉存候、御悅事被成候様ニ

可被仰上候、一當年者火事ニ細々御氣

┌ 15
└ オ

火事御近所迄參候 二月晦日の
大火に禁中では鳳蓋を用意させ
たが、類火は免れた(大日史一
二一三三)。

禁中ニテ火祭ノ祈禱ヲ
行ウベシ

高虎モ愛宕ニ祈念ス

大坂城普請ノ爲急ギ下
ル

中和門院ノ女官右衛門
督ニ火事見舞

愛宕ニ祈念

當年ハ火事多シ

火祭ノ祈禱

遣成儀御座候條 禁中にては火祭の御祈

禱御座被成候様ニ 國母様へ御取成御尤候、

我等自分として愛宕へも〔火御〕祈念申候

一天子様・國母様、彌御機嫌よく御座候哉、

當地御ふしん取急罷下、御殘多存候、折々

可然様御取成奉頼候、右衛門督殿迄

御文にて申〔候へく候上候、謹言〕

三月二日

了雪老

(32)

態御ふみにて申上候へく候、こんどハ御近所迄

〔火〕くわ事まいり候へとも、いつれも御左右も

何事御さなく、かやうの目出度事

御さなく候まゝ、御悦事之やうニ

御取成候へく候、あたご方々之御きねん

申候へく候、當年ハ何とやらん

さいく火事ニ御氣遣御さ候まゝ

禁中さまにも、又ハ下々にても、火まつ

大坂普請ヲ急ギ奉公シ
得ザルハ迷惑

了雪へノ追伸

りの御きたう〔祈禱〕なされ御尤候、いつかたも

おほしめすまゝニめてたき御事候間、

よろつ御きつかひなされ、御きたう

又ハ御心もちかん〔推〕よすいさん〔參〕なからかん〔肝〕よう〔要〕ニ

奉存候、此よし御取なしたのミたて

たまり候、めてたくかしく

尙々大坂御ふしん御急付而、いそぎ罷下

よろそこもと御奉公の儀も不申上、めいわく

仕候、御用の儀候ハ、おほせ被下候やうニ

御取成奉頼候

三月二日

右衛門〔奮〕のかう

了雪〔節〕

尙々御入 内の儀付而、何にても我等

相應之御用御座候ハ、被仰付候様、

是又御取成奉頼候

(83)

御懇書忝存候、仍

┌ 17
└ オ

┌ 17
└ ウ

紀州へ見舞ノ時、岸和田ヲ訪問スベシ

入内六月ニ定マル

大坂普請奉行衆ト相談ス
京極高知擔當ノ丁場

⑧4 如仰昨日者得御意忝存候、遠路之處

早々御尋難申盡候、仍紀州へ御見廻

申候ハ、必貴さまにとまり、其元御有付

見及可罷越候、一日前ニ御左右可申上候

三月二日

(松井康重)
松平周防殿

⑧5 去廿八日御狀、今日於大坂拜見仕候、京都

禁中方之儀も相濟、御入 内も六月ニ

相定候條、御心安可思召候、則去卅日ニ

當地へ罷着、御普請奉行衆申談候、

御手前町〔場〕ば一段よき所御座候間、

御氣遣被成ましく候、御内衆申

談候、江戸への御返事も路次

にて相届候、猶近々可得御意候

三月二日

(京極高知)
京丹後殿

18才

京極高知 慶長五年丹後宮津城主、十二萬三千二百石(寛政譜)。

高虎、大坂到着ト普請
ノ概況ヲ江戸年寄衆ニ
報ズ
三月朔日ニ歟始

大手・玉造・京口以下
ノ様子
秀忠御このみ

空濠ハ無く、總テ水濠
トス

(36)

方々
ノ書狀共相届候、其方家無事にて
珍重候、猶々火用心万事由斷
以下省略セルモノナルヘシ

三月三日

ひら

忠右衛門

18
ウ

(37)

謹而致言上候

一 京都隙明之儀相濟、去月晦日大坂へ罷越、戸田左門
御ふしん奉行衆申談、則朔日ニ先くわ始御ふしん
歟始仕候事

一 御城廻各同道仕、見及候處、御指圖如御繪

圖、追手の御門・たまづくりの御門・京口の御門
其外土橋の様子、繪圖にて御このミのことく

一段可然相見へ申候、たま作の御門口は、

むかひ土井、殊外高可有御座と存、江戸

にてハ如何可有御座候哉と存候處、地形

見申候而、御このミの段様子一段にて御座候、

土橋の上ハ不及申、下も水まハリ候ことくニ

成可申候、左様ニ御座候へハ、何方もからほりハ

19
オ

北國衆擔當ノ青屋口

昔ノ根石残り

日下部宗好近ク江戸ニ
下向ス

松浦隆信、高虎ニ小袖
・葡萄酒ヲ贈ル

無御座、皆水堀に罷成申候事

一北國衆被仕候東かわあを〔青屋〕や口、ね石地形

是又見及申候、何方も一段よく御座候間、御氣遣

成儀無御座候、如御推量あをや口無心元

所ハむかしのね石残り〔候間申候〕、其上石かきの

高さ〔ハ各も〕皆々被申候とハハちがひ〔低〕ひきく

御座候、是も御推量あひ申候旁以可然御

事、委御事各相談仕、覺書にて、日下部

五郎八一兩日中ニ被罷下候條、懇不申上候、

先私大坂へ罷越候通、爲言上、以飛脚

申上候、右之趣可然様御披露所仰候

三月三日

酒井〔忠世〕うた

本多〔正純〕上野

土井〔利勝〕大炊

安藤〔重信〕對馬

19ウ

20オ

根石 石垣の最下層に土臺として置く大石。濠底をさらに掘下げ、埋めた。

(38)

正月廿五日御狀、今日於大坂令拜見候、殊爲

隆信ノ病、本復ス

大坂普請ニ自ラ出馬ノ
大名ハ無シ

天子ノ御機嫌直ル

三月一日大坂城普請歟
始

御音信御小袖五、并蒲萄酒壺一ツ、被
懸御意忝存候

一御手前御煩彌御本復候由、何より以目出度

奉存候事、一大坂御ふしん付、朝山淺

佐右衛門殿・志佐内匠殿、被成御付置候、則
山三左衛門佐(重忠)

御ふしんの様子申談候間、可御心安候事

一如御觸自身ハ何も無御出候、但御上り候

而も可然候ハ、重而可申通候事

一我等事、爲 御使禁中様へ■■■■社候仕候

處、何様共 公方様御詮次第と、何も

相濟、御機嫌直、御入 内も六月ニ相

定、天下泰平、下々迄も目出度御事

共候條、可御心安候事

一右、京都隙明申候條、二月晦日ニ大坂へ罷

越、御ふしんの様子各令相談、三月

一日ニくわ始申談候事

一江戸相替儀無之候、公方様御機嫌

よく候條、是又御氣遣被成ましく候

┌ 20
└ ウ

淺山三左衛門佐 松浦隆信の家
臣(松浦家世續傳)。
志佐重忠 松浦隆信の家臣、内
匠助(松浦家世傳四二)。

江戸城モ普請アリ

江戸ニモ五月一日が少々御ふしん御座候、

猶追而可申達候、謹言

三月三日

松浦肥前(隆信)

尙々其以來ハ久不申承

御床敷存候

高虎、渡邊守綱ニ京坂ノ様子ヲ傳ウ

(39)

御懇書忝存候、我等次第無事ニ致上洛、

則 御誕之趣 禁中様へ致言上候處、

何様共 公方様御意次第と被 仰出、御入

内も六月に相定、御機嫌よく天下奉〔泰〕

平、目出度御事候條、可被御心安候、京都

隙明候條、則大坂へ二月晦日ニ罷越、各申

談、三月一日ニ鍛初仕候、猶追而可得御意。以下省略セルモノナルヘシ

渡邊忠右衛門(守綱)

ㄥ 21ウ

高虎、渡邊守綱父子ノ徳川義直へノ斡旋ヲ謝ス

(40)

被入御念御狀忝存候、其元御見廻申候刻、

(徳川義直) 中納言様御機嫌、各様御取付

ㄥ 21オ

松浦隆信 慶長十七年從五位下肥前守。肥前平戸城主、六萬三千二百石(寛政譜)。

渡邊守綱 徳川家康の旗本、慶長十八年尾張徳川義直に附屬せらる。一萬四千石。三河時代の武功により「鎗の半藏」と稱する(寛政譜)。

入内決定シ天下泰平

別而忝存候、然者路次中無事ニ

上洛仕候處、天子様御機嫌直、

御入 内も相定、天下奉平目出度様

候、可御心安候、〔則京〕都隙明、大坂へ罷

越、各御ふしんの儀申談候、猶追而

可申入候

三月三日

〔邊(重綱)〕
渡部半藏殿

(41)

態申上候、一京都之儀隙明、二月晦日ニ大坂へ罷越

各申談、三月一日ニ御ふしんくわ初仕候事

一其元御普請御太儀共候、不及申候へ共、被入御念

今度ハ一廉御ふしん出來仕、手廻も

よき様、御才覺肝要〔候存候〕、御用之儀

候ハ、可被仰下候、一淺但州御目見

被成候哉、替儀御座有間敷と令察候、

若自然相替儀候ハ、可被仰下候

三月三日

22才

渡邊重綱 守綱の嗣子、父と同
じく義直に附屬さる(寛政譜)。

淺野長晟 但馬守、元和五年安
藝廣島城主、四十二萬六千五百
石餘。元和元年二月家康女振姫
を室とす(寛政譜)。振姫は浦
生秀行の室、忠郷の母なるも、
慶長十七年秀行に死別す(斷家
譜)。長晟は家臣淺野氏次を廣
島城に誅したが、氏次が秀忠に
見參していたため公儀を憚り、
江戸に來て閉門謹慎していた。
この年正月許され出仕した(徳
川實紀)。

並河氏之、高虎ニ碁盤
・碁石ヲ贈ル、高虎謝
ス

兼日使用ノ盤ハ悪シ、
盤ノ目見エズ

鍋島勝茂、高虎女ノ祝
言ニ太刀・馬代・小袖
ヲ贈ル

(蒲生忠郷)
松下野殿

(42) (細井) 主殿方迄の御狀令拜見候、殊(碁盤)こぼん

并石迄(符)被懸御意、何より以喜悅
至候、小性共と慰に碁打申候處、

〔ぼん盤〕惡、老後の〔眼〕目ぼんのめ見へ

かね候處、一入御心付候、爰元ニ

貴所御煩由、以使者可申處、御ふしんの

儀□候、寸隙無之付而延引

事候、何様御氣相よき折ふし

萬可申承候

(氏之)
并河志摩

ㄥ 22ウ

蒲生忠郷 松平下野守、從三位
參議、陸奥會津城主、六十萬石
(斷家譜)。忠郷室は高虎女(藤
堂和泉守系譜)。
細井主殿 高虎の家臣、元和元
年千五百石。

七四

(43) 如仰當春御吉事万々申納候、

仍我等娘祝言付、御太刀一腰・

御馬代金子一枚・御小袖十、被懸御意

御〔懇□〕意忝奉存候、將又三平殿(鍋島元茂)、諸大夫

紀伊守殿ニ御成被成候儀、御満足旨

ㄥ 23オ

鍋島元茂 勝茂の長男、初名直
元、元和五年十二月晦日從五位
下紀伊守(寛政譜)。

入内當年中ニ濟ムベシ

勝茂家臣ニモ普請ニツ
キ申渡ス

くり石運送ノ爲、笠置
川筋ノ舟ヲ徵發セシム

御尤存候、猶期後音〔時カ〕委曲

御使者へ得御意候、

尙々今度爲 御使天子様へ社候

仕候處、何事も 公方様御詫

次第と相濟、御入 内も當年中ニ

相濟申候、天下泰平目出度御事共候、

京都隙明、二月晦日ニ大坂へ罷越、

御ふしんの儀、各申談候、御内衆も

御尋候間、万事申渡候、御氣遣

被成間敷候

(鍋島勝茂)
鍋信州

┌ 24
└ オ

(44)

追而申遣候、笠置川筋の舟、大小共ニ何程も才

覺仕、五百さう、千さうにても相調、よきくり石を

一坪■を大坂へ〔付相〕着、銀子六十めニ相定、

新右衛門・加茂の中兩人奉行いたし、すぐニ

大坂迄のり下し、則是〔にて又〕うけ取可申候、良子可相渡候間、

良子ハ其方次第ニ
可相渡候

┌ 23
└ ウ

鍋島勝茂 信濃守、肥前佐賀城
主、二十六萬三千八百石餘(寛
政譜)。大坂城玉造口普請手傳
(勝茂公譜考補)。

其才覺無由斷兩人へ可申談者也

可仕者也

三月三日

新右衛門

加茂

中との

ㄥ 24
ウ

(45) 貞右衛門ニ相渡、則貞右衛門うけ取披見候

。コノ一行、何レノ文ニツクカ判別シ難シ

(46) 書中披見候、一銀子前後二度のうけ取

大和ノ藏米一萬石

調遣候、一米大豆 和州藏米壹萬石殘し

大豆ハ賣拂イ銀子ヲ上クベシ

置、大豆有次第拂可申候、時々〔銀〕の祢段念入書付、則良子あけ可申候、日限又ハ國中の祢段無相違様、可入念候事

伊賀ノ米・大豆

一伊賀米大豆拂之儀、先書如申遣候、先

申付、良子取切、又可申越候、万事由。以下省略セルモノナルヘシ

三月三日

〔中小路〕
中五郎右衛門

ㄥ 25
オ

あみの鹽辛

新小鮎ヲ料理ス

たまり・あさり

(47) 主殿^(細井)方迄の御狀令拜見候、殊あみの

しをかし一折被懸御意、則賞翫仕候、

猶懸御目可申通候

三月四日

荒尾^(成房)但州

(48) 新小あひ被懸御意、折ふし客來御座候而、

則致料理候、先刻者申承忝存候、

猶面にて可申達候

三月四日

鳴田^(直時)清左衛門

葛 小あゆとてかた身ハぐこの残にて

くづのは色ハおもしろ^きかな

(49) 御懇書殊新敷たまり・あさり一折被懸御意、

則賞翫仕候、爰元御ふしん割以下、寸

隙無御座候、隙明次第、前角^(廉)御左

右可申入候、謹言

ㄥ 25 ヲ

鳴田直時 徳川家康の家臣、鐵
炮組頭、元和五年大坂町奉行
(寛政譜)。

北國衆、請取ノ町場ヲ
高虎ニ渡スヲ潔シトセ
ズ

高虎、重ネテ大坂普請
ノ狀況ヲ江戸年寄衆ニ
報ズ、地心惡シキ場所

三月四日

(松井康重)
松周防殿

。以下約三分ノ二帖、切取リアリ。

(50) 前欠ナラン

一北國衆被申候ハ、右の所請取候町^{〔場〕}にて御座候間、
藤堂和泉へ相渡候儀、如何候間、ぜひ共被仰付候
様ニと、北國衆被申候、

三月五日

村田權^{〔守次〕}右衛門
(正成)
花房志摩守
渡邊筑後守^{〔勝〕}
長谷川式部^{〔守知〕}
戸田左門^{〔氏鐵〕}

┌
26
ウ

┌
26
オ

(51) 態致言上候、一鷺池青屋口の地心惡所六十間

御座候、水^々を^々せ^々き^々か^々ゑ^々させ、根石各見申候へ共、水
ふ^々か^々く^々御^々座^々候^々而、根石よく見届不申候、天氣あ^々か^々り

┌
27
オ

北國衆ハ石垣ノ功者ナ
ラズ、高虎代リ行ワン
トス

穴太衆

無功ナル衆

北國衆ヨリハ良シ

玉造口・大手口・京口
何レモ秀忠好ミノ如ク
出來ル

水カ多ク切根石の様子、右の所、北國衆町〔場〕ばの

内ニテ御座候、然者各石かきあまりの御功者

にて無御座候間、一段無心元存候條、私六十間

の分うけ取、水をもか多ほし、ね石見届、

穴生又ハ功者の者共申談、せひ共つきとめ

可申と存〔候各〕へも申渡候、惡所無心元所を

無功成衆へ相渡、以來石かきそんし候へハ、

且ハ御〔マ〕ふしんの邪摩、如何御座候條、

爲念申上候、但私仕候とても地心惡

所候條、如何可在之ハ不存候〔事〕へ共、北國衆被成候

高石かきも各如割符〔任用〕意仕申候事

よりハよく御座候ハ〔儀〕ん哉と申上儀ニ御座候

一先書如申上候、玉作御門口、御このミのことく一段

よく御座候、大手御門〔口〕、是又御このミのことく

一段にて御座候、京口ノ御門、土橋上へあげさせ

られ候へば、いよく是も御このミのことくよく

御座候、土橋あがり申付而、大手の石かきも

ひきく罷成、水よくはゞミ一段にて御座候、

日下部宗好江戸下向

とかく 上様被成御覽、御このミの所少も
相違無御座、一段よく御ふしん手間も入不
申、御用方旁申斗無御座候

一爰元様子、懇覺書被仕、日下部五郎八、昨

五日ニ參上被仕候條、具可被申上候、此等之趣、

可然様御披露奉頼候

三月六日

酒井(忠世)うた

本多(正純)上野

土井(利勝)大炊

安藤(重信)對馬

土井利勝へノ書狀

(52)

態小傳次遣候、(土井利勝)一大炊殿へ書狀遣候間、新左衛門殿を

同道させ、狀箱あげ可申候、若新左衛門殿留守候ハ、

堀丹後殿(直寄)と申談候而、あげ可申候事

一其方御奉公儀、由斷有間敷候、万事身持

肝要候事

一淺野(長畠)但馬殿へも茶を可進候、(浦生忠郷)下野殿・いよ殿

茶

高次へノ教訓

┌ 28
└ オ

┌ 28
└ ウ

堀直寄 丹後守、元和四年越後
國村上城主、十萬石(寛政譜)。

火用心

酒井忠利・青山忠俊へ
書狀

徳川家光上洛ノ風聞

藤松ヲシテ家光上洛ヲ
迎エシメントス

53

細川内記殿、大名衆にハ此書立の衆へ

切々可得御意候、萬事由斷

以下省略セルモノナルヘシ

三月六日

尙々火用心番等、念入可申候、御暇出候ハ、

藤松ハ急上せ可申候、

(藤堂高次)
大學殿

□〔人カ〕

■爲御見廻小傳次進上申候、可然様御取成奉頼候、

京都隙明大坂へ罷越、御ふしんの儀各申

談候間、可御心安候、將又(徳川家光)若君様御上洛儀

風聞御座候、事實御座候哉、右之趣

可然様御取成奉頼候、御上洛之儀、

定日被 仰出候ハ、是又承度存候、

大方御用之儀御座候ハ、可〔被脱カ〕仰下候、

尙々若君様御上洛相定候ハ、藤松事

少御先へ御暇被下、上り候様奉頼候、用意

仕、江州邊御迎ニ罷出、京都へ御供可仕

└ 29 才

細川忠利 内記、忠興の嗣子、
元和六年末襲封、豊前小倉城主
となる(寛政譜)。

藤松 高次の長子、後與左衛門
と稱す、早世(公室系譜)。

藤堂高次 高虎の嗣子。元和二
年從五位下(寛政譜)。室は酒
井忠世女、實は酒井忠行女(藤
堂御系譜)。

ために御座候、猶追而可申上候

酒井備後(忠利)

青山伯耆守(忠俊)

┌ 29ウ

日下部宗好ノ江戸下向
ニ内者ヲ托ス

(54)

我等手前事、爲念此者大炊殿迄遣候間、
(土井利勝)

よき様ニ御相談頼入候、爰元儀、万事拙者

由斷無御座候通、有様之御取成奉頼候、

目出度やかて御上り待存候、其元様

我等手前相定候ハ、有無之儀知候ハ、

急(此)者御上せ頼申候、万事手廻在之

御事候

三月(五六)日

日下部五郎八(宗好)

┌ 30オ

(55)

覺

一高石かき用意仕候事

一鷺池地心惡所六十間之事

一様子相極候ハ、少も急御返事(の事)

高石垣

鷺池

酒井忠利 備後守、武藏川越城主、三萬七千石。元和二年家光に附屬さる(寛政譜)。
青山忠俊 伯耆守、三萬五千石、元和二年老職、家光付屬(寛政譜)。

以上

三月六日

(56) 明六日。以下ナシ

〔裏表紙裏〕。本文トハ別ノ後筆ナリ。

〔元和六年ニ

京都大火

藤原惺高先生卒ス

林羅山道春先生ノ師ナリ

元和六年ヨリ
明治十八年迄 貳百六十九年ニナリ

┌ 30
ウ

┌ 31
オ